

平成28年白老町議会定例会9月会議会議録（第2号）

平成28年9月7日（水曜日）

開 議 午前10時00分

散 会 午後 4時59分

○議事日程 第2号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

○会議に付した事件

一般質問

○出席議員（14名）

1番 山田和子君	2番 小西秀延君
3番 吉谷一孝君	4番 広地紀彰君
5番 吉田和子君	6番 氏家裕治君
7番 森哲也君	8番 大淵紀夫君
9番 及川保君	10番 本間広朗君
11番 西田祐子君	12番 松田謙吾君
13番 前田博之君	14番 山本浩平君

○欠席議員（なし）

○会議録署名議員

13番 前田博之君	1番 山田和子君
2番 小西秀延君	

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	戸田安彦君
副 町 長	古俣博之君
副 町 長	岩城達己君
教 育 長	安藤尚志君
総 務 課 長	岡村幸男君
財 政 課 長	大黒克巳君
企 画 課 長	高尾利弘君
地 域 振 興 課 長	高橋裕明君

經濟振興課長	森 玉 樹 君
農林水産課長	本 間 力 君
生活環境課長	山 本 康 正 君
町民課長	畑 田 正 明 君
税務課長	久 保 雅 計 君
上下水道課長	工 藤 智 寿 君
建設課長	竹 田 敏 雄 君
健康福祉課長	下 河 勇 生 君
高齢者介護課長	田 尻 康 子 君
学校教育課長	岩 本 寿 彦 君
生涯学習課長	武 永 真 君
消 防 長	中 村 論 君
病院事務長	野 宮 淳 史 君
監 査 委 員	菅 原 道 幸 君
総務課危機管理室長	小 関 雄 司 君
健康福祉課子育て支援室長	渡 邊 博 子 君
經濟振興課港湾室長	赤 城 雅 也 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	南 光 男 君
主 査	増 田 宏 仁 君

◎開議の宣告

○議長（山本浩平君） ただいまから昨日に引き続き議会を開催いたします。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本浩平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、13番、前田博之議員、1番、山田和子議員、2番、小西秀延議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎一般質問

○議長（山本浩平君） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を続行いたします。
通告順に従って発言を許可いたします。

◇ 大 渕 紀 夫 君

○議長（山本浩平君） 8番、大渕紀夫議員、登壇願います。

〔8番 大渕紀夫君登壇〕

○8番（大渕紀夫君） 8番、日本共産党、大渕紀夫でございます。私は、町長に1点、財政状況について質問をいたします。

まず、1点目に平成27年度の決算の評価と問題点について。

2点目に、平成28年度の交付税、町税、ふるさと納税の見通しについて。

3点目に、歳入における特殊要因について。

4点目に、28年度国保会計における歳入歳出の状況について。

5点目、ふるさと納税の原資の考え方について。

6点目、歳出における特殊要因について。

大きい2点目として、政策課題及び政策決定プロセスについて伺いたと思います。平成28年度の政策課題の中心は何かということでもあります。財政健全化、象徴空間の周辺整備や活性化プラン、町立病院、バイオマス事業、職員給与の見直し、第3商港区、いろいろありますけれども、これらの現状をどう押さえ、どういう方向づけをする考えかお尋ねをしたいと思います。

2点目に、政策決定のプロセスの中で経営会議等新たな方向を打ち出しましたけれども、その実践状況について伺いたしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 財政状況と政策課題及び政策決定プロセスについてのご質問であります。

1項目めの財政状況についてであります。1点目の平成27年度決算の評価と問題点について

であります。27年度の決算につきましては実質収支を4億2,700万円としたほか、単年度収支、実質単年度収支のいずれも3年連続で黒字決算とするなど、おおむね良好な決算状況であったと認識しております。特に約1億4,000万円の繰上償還により、地方債残高や公債費の削減を実現するとともに、長く懸案であった基金繰りかえ運用に対しても1億5,000万円の追加繰り戻しを行い、28年度をもって解消のめどをつけるなど、本町の今後の財政運営において大変意義のある一年とすることができたものと考えております。一方、疲弊の続く地域経済や町民の安全で安心な生活環境の向上という視点で考えますと、老朽化の進む公共施設等への対応を含め、今後投資的経費等への予算措置について検討を行う必要があると考えております。

2点目の平成28年度の交付税、町税、ふるさと納税の見通しについてであります。28年度の普通交付税については予算額34億2,000万円に対して34億8,712万5,000円と6,712万5,000円上回る結果となっております。また、町税につきましても、メガソーラー等を背景に固定資産税で7,000万円程度、住民税においても2,000万円程度、いずれも予算額を上回る見込みとなっております。さらに、ふるさと納税につきましては、7月末現在において前年度同時期に対して4,500万円以上も上回る4,880万円の寄付が寄せられていることから、このまま順調に推移し、前年度以上の寄付額となることを期待しているところであります。

3点目の歳入における特殊増減要因についてであります。現時点においては予算額2,500万円に対して約1億5,000万円の前年度繰越金を確保できたことが最も大きな増額要因となっております。一方、町税等の伸長による基準財政収入額の増加と人口減少の影響による基準財政需要額の減少により、交付税の代替財源であります臨時財政対策債が予算額を3,000万円以上も下回る3億112万5,000円となっており、このことが歳入における減額の要因と考えております。

4点目の平成28年度国保会計における歳入歳出の状況についてであります。現時点での主な歳入歳出を前年度と比較しますと、歳出においては例年歳出総額の65%程度を占める療養給付費、いわゆる医療費が約3,700万円、率にして約5%の減となっております。また、前年度は療養給付費等負担金の超過交付により約4,400万円の国庫への償還金が発生しましたが、今年度は約700万円と約3,700万円の減額が見込まれるところであります。次に、歳入については、一般会計からの赤字補填分による繰入金で約1億1,300万円の増額を見込んでおります。このようなことから、現時点では未確定な要素は多くありますが、28年度国保会計の決算については累積赤字額の減額が見込めるものと捉えているところであります。

5点目のふるさと納税の原資の考え方についてであります。ふるさと納税については原則として指定寄付金は基金に積み立て、一般寄付金から返礼品等に係る経費を捻出する仕組みとして運用しているところであります。しかしながら、現在の運用では、指定寄付金の割合がふえた場合一般寄付金だけでは返礼品等の経費を捻出することが困難となることが予想され、結果として税等他の一般財源により補填することが必要となり、財政運営に大きな影響を与える可能性も懸念されています。このことから、今後においては指定寄付金からもあらかじめ返礼品等に係る経費を控除し、残額を寄付者の意向に沿って活用させていただくこととして、安定した財政運営の中でふるさと納税の推進を図ってまいりたいと考えております。

6点目の歳出における特殊増減要因についてであります。現時点においては先ほども申し

上げました国保会計への繰出金が特に大きく、そのほかではふるさと納税の増嵩に伴う特産品PR事業が4,700万円、6月から8月の間に発生した集中豪雨や台風等の影響により災害対策費に1,500万円、河川や町有林作業道に係る災害復旧費449万円などが主な増額要因と考えております。災害関係につきましては、熊本地震への支援金50万円を含め、既に2,000万円以上の補正額に達したものでありますが、財政運営はもとより、町民生活にも大きな影響を及ぼしているものであります。なお、現時点では特に大きな減額要因となる事案は生じていないものであります。

2項目めの政策課題及び政策決定プロセスについてであります。1点目の政策課題の現状と方向についてであります。財政健全化やバイオマス事業、第3商港区などの政策課題は、財政健全化プランの重点項目として掲げ、議会を初め町民の皆様のご理解とご協力のもと、その対策に全力で取り組みを進めてきた結果、町立病院の経営改善、バイオマス事業や港湾事業の縮小、さらには第三セクター等改革推進債の期間延長など、一定の目指すべき対策を講じることができたものと捉えております。また、町立病院の改築や象徴空間の周辺整備は、新たな大型事業として事業規模や財源の確保等について十分に議論を重ね、効果的かつ効率的な事業展開を図る必要があることから、これまでの重点項目の検証とともに、財政規律を守りつつ政策の実現を目指す考えであります。

2点目の経営会議等の実践状況についてであります。経営会議及び経営調整会議は、重要な施策、事業等の政策判断を多角的かつ的確に行うため、ことし6月に設置し、これまで人材基本育成方針の改定、象徴空間中間区域に係る国との調整事項における町方針の決定などの政策案件について経営会議を開催しております。今後も住民サービスや財政への影響、業務負担が大きく変化する事業など、重要な政策判断を要する施策や事業等について適宜経営会議及び経営調整会議を開催してまいりたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。事実として見たときに、27年度の決算では今回の補正で1億1,000万円補正する、国保に出すのだけれども、現実的には約6億円の財調の残と、標準財政規模の10%はおおむね確保し、今答弁あったように、実質単年度収支でも黒となったと。その点は評価ができると思いますし、今の要因ありましたけれども、一定程度ありましたけれども、黒になって、繰りかえ運用から起債の繰上償還から4億数千万円の黒が出たという、その主たる要因は何だと思っておりますか。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） まず、大きな要因といたしましては、これまでも議会の中でいろいろ答弁させていただいておりますけれども、今回プランの見直しも本年度進める中において、白老町がこのような財政状況に陥った大きな要因は、やはり平成前半の大きな投資による借入金の増大によりまして公債費がどんどん膨らんできたということが非常に財政状況が悪化した要因であるというふうに押さえておりますし、それがさまざまな負債もいろいろ返済しながらも、公債費がピークを過ぎまして、これが毎年利子も含めて1億円ほど減になっている状

況、こういうものを含めてこのような27年度の決算状況になっているのではないかというふうに捉えてございます。

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。私もそう思います。それで、起債の繰上償還や今答弁にありましたように積立金の繰りかえ運用の解消、歳入不足のときの借入金、実際は水道会計から2億円借りなかったのですけれども、それを借りなくてもよかった。プランの当初は借りるといふふうになっていますから、プランでは。ですから、そういうことが大きいということなのです。今もありましたように、何度も指摘されているように、その背景はやっぱり町民負担、職員負担によるものがそれをカバーしているわけです。財政規律を緩めないこと、このことが、私は今の時点で一番大切なのはやっぱり財政規律を緩めないことではないかと思うのですけれども、その見解はどうですか。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） 町といたしましても、今後の財政状況、5年、10年後を見通した中におきましては、実際のところいつどうなるかわからない世の中でございますので、景気にしましてもリーマンショック的なものがまた発生すれば、日本の国自体がおかしくなるという状況も想定されることがあるかもしれません。そうなった場合に、本町の主な歳入源である町税にしても、景気が悪くなればその分落ちますし、あるいは今一番の財源となっています地方交付税におきましても国の状況が変わればこの辺も全く見通せないという状況も想定されると、今段階で若干町の財政が豊かになってきた気配があるという中でどんどんこれを財政出動してしまえば、今後のいざとなったときにまた同じようなことを繰り返してしまうというようなことも考えられますので、この辺につきましても大淵議員のお考え同様、やはり財政規律は緩めることなく財政運営を図りながら、ただ、まで町民の負担といえますか、我慢の上でこの10年間行財政運営行ってきたておりますので、その辺の還元といいたいまいしょうか、その辺はバランスよくやっていかなければならないものというふうに考えてございます。

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。やっぱり教訓はそこにあったというふうに私も思います。それで、例えば起債の繰上償還、これは私は財政規律を守るというか、財政を好転させるためには最優先課題がここにあると思っています。何度も何度もこのこと質問していますから、もう皆さん十分承知しているとは思っただけけれども、今の段階では一般会計も特別会計も含めてまだ私は起債の額が多過ぎると、これははっきりしています。多分次は18割るとは思うのですけれども、それにしても私はそう思います。今回の9月の補正予算を見ても、現実的に先ほど答弁あったように1億5,000万円あった繰越金はゼロになりました。実際に今回でゼロになりました。当然答弁ありましたように、臨時財政対策債が3,000万円落ちたとか、いろんなことがあります。それは十分承知しています。

しかし、1億5,000万円あった繰越金がゼロです。交付税に手をつけなければいけない状況だ

と。交付税の留保財源が4,700万円、何か見ていると以前と今の財政課長の答弁とちょっと傾向が違って、以前と同じように何かなし崩し的に予算執行がされてのではないか。もちろん今のプレミアム商品券や道路の整備ですか、そういうところにお金を出すことが悪いとは思いませんし、それは必要だと思うのです。ただ、私はなし崩し的に見えるような財政出動というのは違うと思うのです。町民に必要なのはわかるけれども、それが本当に将来が見えるような形の中での財政出動にならないとだめでないか。例えば道路に1,000万円出しますよね、中身聞いていないから、予算委員会はまたこれからだから聞いていないからわからない。パッチワーク道路がふえるだけだったら、町民は1,000万円出てすごく直ったなんていう印象には僕はならないのではないと思うのです。それから、プレミアム商品券もいろいろな意見がございますよ。それは、本当に町の経済の好転のためにこういうふうに生かせるのだというようなものがいま一つ町民にきちっときて、ぴたっとくるように、議会の中でもそういうふうを受けとめられないのですよ、私は。何か以前と同じようになし崩し的に財政がそういうふうになって、そうではないって、財政規律守るって言ったばかりだけれども、そういうふうに感じてどうもならないのです。1億5,000万円の繰越金がなくなったというのは、私は非常に大きいというふう思うのですけれども、そこら辺いかがですか。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） これまでの補正予算の中で既に前年度繰越金が、留保がなくなっているというような状況でございますけれども、この部分につきましては昨年度と比較しますと、9月段階では前年度繰越金はまだ残っている状況でございます。そこから比べますと、前年度繰越金の額ももちろん違うのですけれども、逆に支出が多いというのはおっしゃるとおりでございます。ただ、今回財政が好転したからやみくもとということではなくて、今回は今までの取り決め、運用の中でどうしても補正せざるを得ない状況が昨年度と違ってことしは出てきているという状況なのです。

まず、1つは、今大淵議員もおっしゃった臨時財政対策債、これは昨年もマイナスでございましたので、その部分は前年度繰越金で賄っているということなのですけれども、これはことしも同額なのですけれども、一番大きいのが7月の会議で補正予算で計上させていただきました特産品PR事業の一般財源分、これが約4,700万円あったというところなのです。この辺につきましては、7月の議会でも議員のほうからご指摘を賜ったところではございますが、今回大淵議員のご質問にもあるとおり、これまでとは違った寄付のあり方が出てきて、なおかつこれまでの運用を今回もした結果としてこのような状況になったというところではございます、これがなければまだまだ繰越金も残っている状況でございますので、この辺につきましては、この後のご質問あるかと思うのですけれども、そこについてはやはりこれではいかぬよなというところで運用の見直しも図るべきではないかという考えでやっておりますので、決して昨年と違ってことしは大盤振る舞いをしているというようなことで押さえてはございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。今の答弁理解はします。現在ある町民負担、職員負担を解消して財政運営ができる。そのときに財政健全化になったというふうに判断できる時ではないかというふうに私は思っております。それをいつまでの目標にするのか。現プランの最終年度が平成32年であります。この32年度までこれをやるというふうにするのか、それとももっと早くするのか、もっと遅くするのか、プランの見直しが今回ありますから。視点をどこに置いて財政運営をするかということなのです。ですから、町民負担、職員負担を解消しても今と同じような財政運営ができるということが基本ですから、基本的には。そこを何年度にこのことをやろうと、32年というのが一つの今までの健全化プランではそうだったのですけれども、そういうことでやっているのかどうか、ここら辺どうですか。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） ただいまのご質問でございますが、まず何年までやるのか、何年度に財政健全化の目標が達成されたのかというようにところに置きかえてもよろしいのかなと思うのですけれども、まず一つの考え方として、ここは今後議会でも随分議論しなければならない案件だと思うのですけれども、まずこの10年間さまざまな借金を返済という中で、町民負担と職員負担という両方の痛み分けといいますか、そういう中で財源を確保した上で赤字を解消してきたということだと思います。その中で、職員の負担という部分は給与の独自削減というところでしょうし、町民の負担という部分が考えられるのはもちろん超過課税というのも一つの負担だと思いますし、あるいは町民の負担、いわゆる我慢してきたというところも実際は負担になっていたと、そこが本来今まで再建前の平成前半あるいは20年以前の部分でこれまで町民として享受されてきたサービスが受けられなくなったという、この負担、これをどう考えるかというところが問題があると思います。

この町民の負担については、これまで財政の特別委員会の中でもお示ししておりますけれども、町税が当初超過課税を導入する以前の税額と現在超過課税を実施している税額とほぼ変わらない状況になってきているところを鑑みて、町のほうでは超過課税については今後も継続すべきという考えを持っておりますので、ここはまた別な機会でも十分議論しなければならない案件だと思いますけれども、その部分を負担、超過課税を仮になくした場合に、サービスというものが逆にその財源、2億円ぐらいありますけれども、そこが戻らなくなってしまうという、このままの町民サービスでよろしいのかどうなのかという部分も実際は十分議論しなければならない部分があると思います。

そういうちょっと捉え方が違う部分があるのですけれども、いずれにしてもその辺の町民負担、職員負担がなくなる段階はいつなのかという部分につきましては、これは今実際プランの見直しを行っておりますので、決して32年まで引っ張るという考えはございませんが、どのような事象といいますか、こういうような目的が達成されたときにそれは解消するのだよという部分については、現在内部では詰めてございますので、この辺につきましてはプランの見直し、特別委員会の中できちっとお示しをしてご理解をいただきたいなというふうに考えてございます。

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。よく理解できました。それで、実際に職員の給与削減と町民負担とは別だと思えます。それは、言われるとおりです。町民のサービスを戻すということ、それは負担をどういうふうに見るかということがありますけれども、そこは理解できるのです。ただ、以前と同じとは言わないけれども、町民サービスが以前と同じような状況になり、職員の給与が戻るといふ、そしてそれで今と同じような財政運営ができるというものを今のままでプランを見直すということは、延ばすということは全く考えていないと、エンドは幾らやっても32年ということ、それは早まることはあるかもしれないけれども、それを延ばすということはあるかないかということではないのですか。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） 現在プランの見直しの中身をいろいろ精査中でございますけれども、実際のプランの期間という部分につきましては、32年を延ばす考えは今のところございません。ただ、その中身については、これまで目標数値におきましてはもう既に達成できるような状況にはなっておりますので、それをもうちょっと上の高みを目指して、もうちょっと上の目標を掲げてというような見直しはあるかと思えます。

もう一つつけ加えますと、今のプランにつきましては32年で終了させるつもりではございますが、ただこれまで議会の議論の中でも、病院の例えば建設に係る負担につきましてはそれ以降発生する。では、そのときに財政状況どうなっているのだというような、これは疑念がどうしても生じますので、その辺につきましてはまだ具体的にやるという話ではございませんが、何らかの違う形での将来的な財政収支をお示しして、その辺の財政計画といいたいでしょうか、その辺は立てる必要があるというふうに現段階で私のほうは考えてございます。

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。延ばさないということであれば、それはそれで、もちろん町立病院の問題等々ございますから、そこは財政的に出ていくのは間違いないわけですから、そこが明確になればいいわけです。

もう一つ、財政規律の問題でもう一点だけちょっと伺っておきたいのだけれども、1億5,000万円の事業費と7億円以下、6億円としても7億円以下にするという起債発行額、ここは最後まで守るといふ、基本的には守ると、プランで守るといふことで考えていますか。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） まず、財政規律の一つとして、投資的経費の一般財源の上限額、それから起債の借入れの上限、この部分については今後も上限設定はする考えでございます。ただ、現在の一般財源の1億5,000万円によろしいのか、あるいは起債も7億円によろしいのかという部分につきましては、今後まだまだ議論の余地があるかと思っております。どういうことかと申しますと、どうしても1億5,000万円に縛られますと変な話やりたい事業もできないし、町民還元もできないという状況も考えられます。それで、実際予算編成の中で、あるいは今後のプランの見直しによる財政収支見通しの中で、実際歳入歳出どのぐらい想定して、どの

ぐらい剰余金が出るのかという部分で、資的経費が一般財源ベースでどのぐらい充てれるのかという部分をきちっと検証した上で、の辺の上限は定めなければならないと思っております。

それから、もう一方、7億円の起債のほう、借入金でございますけれども、これにつきましても現在おおむね1億円ベースで下がっていております。仮に現在例えば20億円の大型事業をぼんとやって、これを借り入れて30年で償還しようとする、年間おおむね7,000万円ぐらいの均等で公債費が発生すると。その中でも1億円下がりますから、逆にそれでもプラス3,000万円、プラスになると。現在20億円で借りるという想定は今の段階はございませんけれども、このようなことで大型事業をやったとしても1億円これから落ちていけば、吸収できる部分もあるというようなところも含めて、実際7億円でいいのか、あるいは10億円やっても後年度大丈夫ではないかとなると、さらに事業のほうもいろいろ、町長もご答弁したとおり公共施設等も非常に老朽化、こういった部分にも回せる財源を確保する必要があるのではないかとということで、それについては今後の財政収支見通しを立てた中できちっとご相談させていただきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。問題なのは、そういう状況、もちろん財政がそういうふうに使えば一番いいのです、私もそう思います。それがひいては町民の皆さんに還元されるという部分ですから、それはそのとおりなのです。ただ、問題は、同じようなことになってしまったら何にもならない。だから、何を言いたいかというと、職員の給与をそういう状況の中で戻せるの、いつ戻すの。本当に町民還元をするという意味、例えばカウントをどうするかは別にして、今回のプレミアム商品券や道路の改良だって、それは町民還元なのです。そういうものをどういうふうにかウントして、財政の中でカウントして財政をきちっと明確にして、そして将来展望出すのか。この後抑えて、抑えて、いつかはばあっと使うよということではないという意味でしょう、今言っているのは。そこが町民や議会がちゃんとわかるようにしないと、なし崩し的にいってしまったら本当に職員の皆さんいつ戻るかかわからない、半分戻るかかわからない。もちろんそれを今回のプランの改正の中でやるのだからけれども、そういうことが一緒になってリンクされて進んでいかななくてはいけないと私は思うのです。そうでなくて、例えば財政規律を課長は弱まったのでないと言うけれども、私からしてみたら、例えば1億5,000万円が2億円になり、3億円になる、7億円が8億円になる、10億円になるということは、やっぱり規律が弱まるというふうにしかならぬのです。そういうことが改善される見通しがきちっとあれば、何年からやるとわかっているのならいいのだけれども、そこら辺がもうちょっと見えるようにしたほうがいいのではないかと思うのだけれども、どうだい。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） 今の私の説明不足という部分もございますし、その辺今後例えば公債費がどのような状況になって、例えば前年度あるいは5年前と比較してどのぐらい財源として出てきているのかという部分につきましては、表なりグラフなりをお示しした上でご説明できればとは思っておりますけれども、確実に公債費の減という部分はございますので、その辺に

については間違いなく今後もその傾向が進むものというふうに捉えております。ただ、それだけをもって全て今の規律を1段階、余り緩めるといふ言葉は使いたくございませんけれども、町民に回す財源としてふやしていくのかという部分につきましては、そこはそれだけの問題ではなく、今後の町税の問題あるいは交付税の問題、この辺ももちろん関係してございますので、その辺を考慮した中で、単純に公債費だけ1億円下がるから1億円使うのだけではなくて、いろいろな歳入状況も含めた中で、あるいは議会としてご心配のまた同じようなことになるのではないかというような状況も考慮した上で、その辺の上限設定はしなければならないと思っております。

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。私は、基本はもう少し起債を減らすこと、これは一般会計だけでなく特別会計もそうですから、下水道の特別会計なんかは減らさなければどうにもならなくなると思うのです。ですから、そこら辺を私は一番心配しているのですよ、心配しているのは。ですから、そこがきちっと見えるということが必要だというふうに思います。

それで、当年度予算のことでもうちょっと聞きますけれども、特別交付税、予算上は低く見積もっていて、確保できるというふうな理解でいいのかどうか、特別交付税のこと。そういうふうになるかどうかということ。それから、町税のほうの今の答弁でいえば9,000万円ですか、9,000万円ぐらいあるということになりますけれども、これはまた余りしつこ過ぎるかもしれないけれども、繰上償還に使うということは難しいですか。9,000万円ですよ、大きな歳出出動がなかったとき、そういう形になるかどうかということ。

それから、ふるさと納税なのですけれども、見通し、今後の見通しはどのような状況かと、今月までのことも含めて、先月、8月かな、見通しがどのような見通しになるように見えていますか。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） まず、今年度の歳入状況ということで、特別交付税でございます。特別交付税は、例年2億5,000万円程度で予算計上させていただきまして、実際的には約4億円近いというような決算状況になっておりますので、今年度につきましては今のところ特段その辺の状況が変わるといふような国からの通知はございませんので、昨年と同額というところまでは今私のほうではお答えできませんけれども、限りなく予算を上回る額は確保できるものというふうに想定してございます。

それから、町長の答弁にもございました税財源の今段階でのおおむね9,000万円程度の見込み、プラスの見込みというところでございますが、この財源を繰上償還にというお話でございます。これにつきましても、現在のところまだ半年ございますし、ちょっと不安要素としましては、後でご質問あるのかもしれないのですけれども、災害がまた台風12号でしょうか、13号ですか、近づいてきているというようなところで、今後の災害状況の予測もしがたいところでございます。また、先月の30、31日の部分につきましてもこれからの積算、それから補正ということになりますので、この辺についてもまだ見通しが立っていない状況でございますので、今段階でその財源をそのまま繰上償還という部分についてはちょっと難しいのかなとは思って

おります。ただし、年度末におきまして決算剰余金等も含めて、その辺の来年度の繰越金もある程度確保した上である程度剰余が出るという部分につきましてはその財源を繰上償還するのか、あるいは何らかの形で積み立てるのかという部分につきましては、またそこはきちっと考えた上で議会のほうにはお示ししたいというふうには考えてございます。

それと、ふるさと納税の件でございますが、ご答弁では約4,700万円程度ということでお答えしてございますが、8月末では8月分で約1,500万円で、プラスで合計で今段階で約6,400万円ふるさと納税をいただいているというようなどころでございますが、今後の見込みなのですが、寄付を想定するというのはなかなか難しいところではあるのですが、昨年度の例をとりますと、昨年1億2,900万円のうち約6,400万円程度が12月なのです。一気に12月に集中するというので、今回同じように12月、昨年と同じように12月の寄付があれば、恐らく1億5,000万円は下らないだろうと思っておりますし、今段階におきましても昨年とは5,000万円ぐらい違う状況ではありますので、希望もありますけれども、最終的には2億円は超えていただければ本当に助かるなというようなどころでの希望的見通しでございます。

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。そこは、今答弁あったとおりでそれはわからない話ですから。この寄付額と、それから実質原資を今回から考えるというふうにありましたけれども、それは今後は例えば1万円の寄付があれば原資が5,500円だったら、例えばですよ、4,500円は指定寄付ならこの指定寄付に何ぼ、これだけ積み立てますよ、そういうふうに非常に明確にわかると。それは、全ての原資、事務費から何から全ての原資を引いたということで、一般会計にもどこにもそういうものがない中でそれだけ純粋に寄付ということで積み立てられるような仕組みにするのですか。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） ご答弁したとおり、これまでの26年からこの特産品PR、いわゆる返礼品付きの寄付をいただいているというところで、当初の運用では一般寄付から経費を出しますよと、だから指定寄付については全額寄付分は基金に積み立てるというようなことで26、27やっておりまして、28年度の当初予算の組み立ての中でもそのような考えできたところでございます。しかし、先ほども申しましたとおり、多額の寄付が想定されて、PR事業の財源が足りなくなったときに前年度繰越金を使わざるを得なかったというこれまでの運用が果たしてよろしいのかというところをいろいろ考えたときに、では全国的にほかの自治体どういうことをやって、どのような処理をしているのかということでもかなり、道内はもとより全国にも確認をさせていただきました。あとはインターネットで調査したりとかというところで、実際電話等でも確認をさせていただきました。本町の場合は、昨年の状況を見ますと1億2,900万円のうち指定寄付分が36%、一般寄付分が残りの64%ということで、ほぼ今回の財源、返礼金の財源につきましては5割強ということなので、一般財源で賄えたということだったのです。例えば有名な上士幌町でいえば、9割が一般財源だということで、逆にそのようなことは考えたことはなかったという担当者のお答えだったのです。もちろんその辺の指定寄付の考え方は、自

治体それぞれあります。

そういった中で、今回本町でも運用しようとしている指定寄付につきましても経費を差し引いた部分を指定する財源として使わせていただきますよというような自治体もございましたので、今回につきましてはあくまでも指定寄付分についてもおおむね50%という、ここはいろいろ金額によっても違いますので、ここはきちっと決めた上で、半分については経費として使わせていただいて、残りについてを指定寄付として事業に使わせてもらうというような形で考えておりますし、ましてこれは寄付者に対してこのようなことをやるという部分については、やっていない自治体あるかもしれませんが、やはりこの辺はきちっと寄付の段階ではご理解をいただいて、その旨書いて、ご理解をいただいた上でやりたいなというふうには考えております。そうなりますと、来年度の予算の組み立てにおきましても全て一般財源ではなく、全部特定財源でPR事業の財源が賄われるというような形になるかというふうに考えてございます。

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。よくわかりました。ぜひふるさと納税は成功させて、そうすれば寄付額全て明確になりますよね。ですから、出るところも一般財源でなくなりますので、非常にすかっとするということになりますので、ぜひそこで努力をして、課長言われるように2億円集めて1億円使えるようにしていただきたいというふうに思います。

歳入歳出の特殊要因のことでちょっとお尋ねをしたいのですが、財政健全化を達成するために、ここが大きな1つ特殊要因でお金を出すということが大きなことになると思うのです。財政規律をさっきの答弁では制度化するというのはなかなか難しいのかなと。これは、その時々のものであるから、数字で制度化するのは難しいのかなというふうにさっきはちょっと思ったのですが、どこかで財政規律を制度化できるようなものがないものかどうか。ただ、災害等々もございますから、それまで規制することはできませんので、なかなか難しいところなのかもしれませんけれども、そこをどう考えるかというあたりがかなり大きなポイントだと僕は思っているのです。

なぜかという、起債をどこまで減らして、それを維持するか、全会計の起債をどこまで減らして、それをどこまでいったら横並びでずっといきますよ。そうすると、職員の給与だとか町民に対するサービスの提供だとかが同時にそれができるというふうになるわけですよね。ですから、今何が重要かという、まちがどんな方向に向いていくのか、どんなまちづくりをするのか、そしてどんな政策を打つのか、ここが財政健全化とのかかわり合いで、さっき町長が答弁された6つのいろいろな大きな事業があるわけですが、そこが決まってくるのでないかと思うのです。例えば進めなければならない政策、これは実際あります。病院だとか含めて。それから、今検討しなければならない政策、そして例えばバイオや港はどう執行側が持つていくかは別にして、港というのはやっぱり縮小、そして限りなくそこから財源を生み出していくような、そんなような大きな政策転換につながっていくのがこの特殊要因の歳出の部分ではないかなと思うのですが、ここら辺の財政規律を制度化するというのはなかなか難し

いですか。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） おっしゃることは、やはり今後想定されるいろいろな事業、それにはかなり多額の経費もかかるという中において、それをやみくもに使ってまた二の舞になるというようなところをいかに防止するかというところだと思っておりますし、この辺につきましては財政を預かる身としても同じ考えでございまして、制度化するという部分、以前から議会の中では議員の皆さんからご提言があったところではございますけれども、この辺については、今財政のほうとしても考えているところでございます。例えば災害も含めて一時的に財政出動せざるを得ないときってやはりあると思うのです、今後も。そのための財政調整基金であったり、町債管理基金であったりということで、ここはある程度一定の額は確保しておかなければならないと思っております。また、どうしても財源が足りない場合は特定財源ということももちろん手をつけざるを得ないということもあろうかと思えます。

ただ、今まで財源足りないからということでそれをそのまま放置してきているのです。どんどん、どんどん全ての特定目的基金も含めてのいわゆる貯金がどんどん減っていった。それが現在の将来負担比率にもはね返っているという状況でございますので、決定ではございません、例えば今年度その基金をつくったら、来年度はそれをどのように補填して、単年度で可能であれば単年度で戻す、あるいは単年度難しくても2年後、3年後には必ずもとの金額まで戻すというようなルール化ができないかというようなことも含めて、あるいはもう一つは、繰越金というのはここ二、三年大きく出ていますけれども、この辺が補正、いろいろな財政出動が必要な補正財源として非常に助かっている状況がございまして、決算剰余金をどれだけ積めるのか、残せるのかというところも含めての制度的なものが、いわゆる一定のラインとか、そういったものができるかどうか今検討しております、その辺につきましても今後のプランの関係の特別委員会の中でもお示ししていきたいというふうには考えてございます。

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。もう一つ、一般会計、特別会計の起債の総額、その総額の上限ラインを一定限度の目安でもいいから決めると、それ以上は借りないよというようなものがあると今回のような財政危機には陥らないと思うのです。それがどれぐらいだったら、またいろいろ標準財政規模との関係で標準財政規模のこれぐらいとか、全会計を通して起債はこれ以上借りませんよと、借りられない段階まで来ていますよというようなことを、ちゃんと誰が見てもわかるように、必要だからどんどん、どんどん、下水なんかはそのときはそれではよかったのだと私も思っています。文化水準を、生活水準を上げるための下水ですから、それが悪かったとは思いません。ただ、あれだけ借りるというのは、今考えれば下水道の特別会計の借り方というのはやっぱりちょっと違ったのではないのかなと今は思います。ですから政策転換したのも私はよかったと思っています。ですから、そういう起債の上限額というのは、全会計での上限額というのは一定限度の目安というのは持つ必要があるのではないかと思いますけれども、どうですか。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） 起債の部分につきましては、実際のところ単年度の予算組みの中で現在では臨時財政対策債含めて7億円という部分がありますので、それを積み上げれば実際上限ということになろうかなとは思いますが、ただ大渕議員おっしゃるのはそれだけではなくて、単年度でどれだけ、ぼんといく場合もありますので、その辺につきましては今後の想定される事業も含めまして、その上限がどのラインで設定できるのか、あるいは設定することがよろしいのかどうなのかという部分も含めてちょっと検討させていただきたいと思えます。

○議長（山本浩平君） 8番、大渕紀夫議員。

〔8番 大渕紀夫君登壇〕

○8番（大渕紀夫君） 8番、大渕です。国保について若干お尋ねをしたいと思えます。30年から広域化の見通しなわけです。28年度、ことしが今の答弁では大分、下がるかどうかわかりませんが、下がりそうだというような答弁がございましたが、30年から移るとなると28、29と2年間あとあるのです。ここでの見通しと、広域化になったら、ちょっと勉強不足で申しわけありません。広域化になったらこういうことって起きないのですか、赤字だから一般会計から補填しなければだめだとか、そういうことって起きないのですか。

○議長（山本浩平君） 畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） 広域化になったときの国保の運営方法というのですか、それはまず現在は市町村単独で国保会計運営しています。今度30年からは、ご存じのように北海道でいましては北海道が国保の特別会計を設けて、市町村とともに、一緒に国保の財政運営をしていくという形になります。それで、今までは、現在もそうなのですが、国保会計赤字が出た場合は繰り上げ充用というような形で一般会計のほうから今回も繰り出ししていただいて、その赤字を埋めるというような手法をとっております。今度30年から広域化になりますと、北海道のほうで、これは都道府県全てなのですけれども、道のほうで財政安定化基金という基金を、国保の特別会計の中に基金を設けまして、それはもう既に国のほうから準備金として支援されているのですが、それを30年度から、幾らになるかわかりませんが、基金というものを創設して、もし広域化になった状況の中で赤字が各市町村出た場合は、その基金から貸し付けを行えるというような形に、貸し付けです。貸し付けにつきましては、貸し付けですから、返さなければならないという形にもなるのですけれども、それについては一応今の動向を見ると3年間で返済してほしいという形で、利子は無利子というような形で、そういうような基金を設けて、もし赤字が発生したときに備えるというような考え方で今進められております。

ただ、では一般会計から借りれないのかというようなことも考えられますけれども、それは最終的に北海道の国保運営方針というものを今つくっている作業中なのですが、その中でその方針自体は法律的なものでないですから、縛られることはないのですが、その中で例えば一般会計から、基本的には広域化になる目的の一つとしては一般会計から多額に今全国、全道もそうですけれども、繰り入れを受けていると、そういうものを少しでも少なくしたい、なくしたいというのが国のほうの考え方がありまして、ですからも広域化になったときには一般会計

から借りれるかという形になりますと、それは市町村の考え方という形になってこようかと、今はそのような情報を得ている状況です。

以上です。

○議長（山本浩平君） 8番、大渕紀夫議員。

〔8番 大渕紀夫君登壇〕

○8番（大渕紀夫君） 8番、大渕です。よくわかったようなわからないような話なのだけれども、要するに今と変わってプラスになる部分ってどこ。今の説明だったら一般会計から繰り出すのもちょっとあれだし、町村の国保はどうすればいいの。

○議長（山本浩平君） 畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） まず、広域化の具体的な今とどう変わるかという部分です。その部分を前段ちょっとお話ししなかったのですけれども、まず北海道が運営主体になりまして、北海道全体の市町村の1年間の医療費の見込みを立てるわけです。各市町村、全市町村です。1年間で北海道としてはこれだけかかるというものを数字を出しまして、例えば白老町だったら1年間で今大体20億円ぐらい払っていますので、20億円ですよという形になりまして、その20億円をどういう形で、皆さん被保険者から保険税として徴収する20億円です。その例えば税率とかを20億円取るためには白老町さんはこのぐらいの税率で徴収しなさいと、標準保険税率というものが示されると。それを受けて、白老町は、最終的に決定するのは、北海道からそういう標準的な保険税率示されますけれども、最終的な決定権は市町村にあるという形になっていまして、その中で検討した中で白老町の保険税率を決定すると。そして、国のほうでは、北海道から示されたこれだけかかるから白老町さんの納めてください、1年間20億円納めてください。その20億円に対しましては、医療費として国保連合会に支払いするのですが、その分については北海道のほうから毎月医療費幾らというような形で国保連合会から請求来まして、その分については交付しますよと、その分同額を支出しますと、道のほうから支出しまして、間接的に道からお金をもらって、市町村が連合会に払うというような仕組みになっていまして、ですから払うものについては道のほうから来ますので、原資的にはうちのほうでは考えなくていいと言ったらおかしいですけれども、支出は全部可能という形になります。ただ、保険税としてどれぐらい取れるかという部分で、もしかしたら道から示された納付額を保険税として取れない場合もあります。そういう場合は赤字が発生してくるというような仕組みになっております。

○議長（山本浩平君） 8番、大渕紀夫議員。

〔8番 大渕紀夫君登壇〕

○8番（大渕紀夫君） 8番、大渕です。ちょっとあれですけれども、そこはいいです、もう。

それで、そうなってくると、国保は国にもうちょっと制度改革をきちっとして、市町村の負担が少なくなるような形は私はどうしてもやらざるを得ないと思うのです。例えば今回7,300万円の加速化交付金が来たと、これは使うのはここにしか使えないとなっていますよね。一方、国保は1億1,000万円の赤字です。これは、一般会計から出して自由に使えるお金を出すわけです。こんな話ってあるのかなと思うのです。だから、私は加速化交付金がだめだということではな

くて、もっと国保なら国保、医療なら医療、そういうところに国はきちっと補助金なら補助金を出すべきだと思うのです。そういう要求をきちっと町がもっとシビアに、町村会だとか、市長会だとか、議長会も含めてそうですけれども、もっとやらないと、1億1,000万円も一般会計で出していて、来るお金が全部自由に使えないなんて、そんな話はないでしょう。赤字補填のために町民税金払っているわけではないわけだから。ここら辺幾ら町の担当者に言っても、今の状況ではもう無理です。これは、やっぱり政治的に町なら町がきちっと動くと、もっと強力で動くと、ここに補助金出せというようなことをもっと私は強力でやるべきだと思うのですけれども、どうですか、そこら辺。

○議長（山本浩平君） 畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） おっしゃっているように、今回の広域化の改正というのはそういう部分も含めて、国保財政どこの市町村も苦しいという中で、そういうものを含めていろんな市町村からの声、都道府県からの声が上がってきた中で、その中での改正というような形に今回なっているわけなのです。その中で、国のほうも例えば去年から、27年度から毎年1,700億円、低所得者への対応というような形で国のほうから出ています。白老町も実際に27年度では1,300万円ぐらいの恩恵を受けているというのが事実で、これから29年度ではさらに財政安定化基金ということで1,700万円を投入するというようなことになっていまして、30年度からはまた今度は努力支援制度という形で、保険者が例えば特定健診の率を上げた、何%上げたら幾ら出しますよとか、そういうような制度を財政基盤を安定させるということで国のほうでも今回の改正の中で盛り込んできております。それだから、市町村もう赤字にならないのかと言われれば、なかなか難しい。スタートしてみなければわからない部分もあると思いますけれども、そういうようなことを市町村の国保制度上の問題点等を今回30年からの改正で少しでもどうか、改正しようとした形の今回の改正の趣旨となっていることはご理解していただきたいと思っています。

以上です。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田彦彦君） 今大淵議員のお話は、国保会計に限らず国の政策の補助の出し方のような話だと思うのですが、全般的に例えば首長方が集まるときにこの話にも実際なっています。国のほうにも、補助金とか助成金に対してもそのまち、まちで困っている事柄が多様化していますので、使い勝手がいい補助のメニューにしてほしいというのはずっと訴えて、これは恐らく何十年前からそういう話はなっていると思うのですが、特に最近うちのまちみたいに財政が大変だ、高齢化が進むということでは、今までの一般会計から社会保障費も含めて膨れ上がっているというのはどこのまちも同じ状況であります。北海道町村会もそうなのですが、分科会に分かれてこういうような議論をして、北海道と国のほうに現状を訴えて要望もしているところではありますが、うちのまちも大変厳しい状況でありますので、この辺はさらに声を強くして訴え続けていきたいというふうに考えます。

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。ここで国保の議論をするという場でないものですから、この辺でやめますけれども、ただ赤字が1億円以上出るといって、そしてそれが町民負担にならなければいいのですけれども、町民負担にならなければ、これは一般会計から出すのがいかにどうかというのは、またこれ議論が本当はあるはずなのです。全部受益者負担なんていうわけにはいきませんから、ですからやっぱりそこは基本的な部分は国がきちっとした制度をつくるということが私は一番大切だと思っていますから、そういう質問しました。

29年度の予算編成にもう入っているのかな、編成方針ぐらいはもう出ているのですか、まだですか。そういう状況なのですけれども、29年度の予算編成というのは財政健全化プランの見直しが行われてからと言ったらおかしいけれども、同時並行なのかもしれませんけれども、どういう形で予算編成が行われ、健全化プランとの整合性をどこでとるのか、そこら辺はどんなふうに考えていますか。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） 29年度の予算編成につきましては、例年10月上旬に予算編成説明会をして、全庁挙げて29年度予算の編成に当たるという流れでございますが、今回プランの見直しの中で現在もある9つの重点事項と、それから今度新規に盛り込むべき事項、象徴空間の周辺整備、こういった部分につきましてはもちろん新年度の予算には計上しなければならない案件もありますので、この辺につきましては恐らくスケジュール的なものを考えれば同時並行ということにならざるを得ないと思っておりますが、もちろんその辺の周辺整備では象徴空間の特別委員会、あるいはそれ以外の部分では健全化の特別委員会の中で十分議論したものを29年度の予算として計上していきたいというふうに考えてございます。

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。その点わかりました。そういう形であれば、予算編成はかなりきつくなるね、時間的には。わかりました。そうであれば、それはそれで結構です。

○議長（山本浩平君） では、ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時25分

○議長（山本浩平君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。2点目の質問で、たくさんありますから、細かくは聞きません。それで、活性化プランの関係で、当年度予算の関係で、きのうも議論ありましたまちづくり会社のことについてだけちょっとお尋ねを一、二点したいと思うのですけれども、きのう同僚議員の質問にありましたから、私もまちはできれば出資をしないし、債務負担しないということが原則だというふうに考えています。現在の全国的なまちづくり会社の状況、特に第三セクターで行っているまちづくり会社の状況がどういうふうになっていて、どういう分

析を町としてはされているか。単なるコンサルタントの資料というのは出ていますし、それからインターネットではたくさんの資料が出ますけれども、まちとしては第三セクターで行っているまちづくり会社の状況をどのように分析されているか、まず第1点、それお尋ねしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） まず、全国的な状況でございますけれども、まちづくり会社、平成に入って徐々にふえているという状況がありますけれども、私の資料では現在全国に1,600以上のまちづくり会社が存在すると言われております。ただ、その中で一番多い比率を占めているのは任意団体で組織されているまちづくり団体が非常に多いということで、そういうことを除外して、特定目的で任意にやっているというのが多いものですから、今回私どもが考えているまちづくり会社については、株式会社化するという点につきましてはその出資比率の市町村が出資しているまちづくり会社というのは半分以上を占めております。状況的には、それぞれ都市再開発ですとか、そういう目的を持ってやっているところが多いということと、あと第三セクターというのは第一セクター、公共団体、市町村、そして第二セクター、民間、それとあわせた第三セクターという意味合いですので、要するに公共ではできないところを補うとか、民間も公共の力をかりてやるという趣旨で第三セクターというものが発達してきている背景がある中で、今回の我々が展望しているまちづくり会社というものが民間出資で全部できるというのは当然望ましい形ではあると思っておりますけれども、その民間の団体が公益的なものですとか、そういうものを担えるのかということは今検討しておりますけれども、その中で今後の姿を見出していくといった状況ですので、全国の状況からすれば公共がかかわって行っている状況が主流であるというふうに思っております。

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。白老の場合は、アドバイザーもついているわけでございます。当然アドバイザー、コンサルは今の状況ではまちが出資すべきだというようなことを言っているように、資料等で見ればそういうふうになっていますけれども、現在全国で第三セクター、要するに国に報告義務があるものとそうでないものがございますよね、25%以上ですか、出資すると国に報告義務がありますよね。そういう状況の中で、黒字の第三セクターのまちづくり会社ってどれぐらいありますか。そのうち自治体が運営費だとか含めた補助金を出しているかどうか。いない、それから委託だとか含めた事業を受けていない、そういうことで第三セクターで黒字になっているまちづくり会社って全国にありますか、そういう調査していますか。

○議長（山本浩平君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） 今言われたように黒字の会社数ですとか、そういうのは一応今話にありましたように25%以上出資ですと報告義務がありますので、資料としてつかまえることはできるのですけれども、それ以下の会社については数字としては押さえられないという状況ですので、ただ状況といたしましては実質的な、要するに補助金も委託金ももらわないで

黒字化しているという会社が少ないという状況ではあると捉えております。

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。赤字で倒産したり、会社更生法を受けたというのはたくさんあるのです。青森から青梅から、南アルプス市ですか、何カ月間で倒産してしまったと、これは第三セクターでやってそうなったというところはインターネットで見ただけでも山ほどありますよね。大切なのは、本当に白老の中で起業したり、観光含めた産業を興すということになると、どれだけ地元の民間の人たちが真剣になるかということなのです。ですから、基本はやっぱりきのうの答弁であったように、私はアドバイスをするのは構わないと思うし、いろんな形の中で援助するのは、これは構わない。それはやらざるを得ないでしょう。ただ、そこら辺ぜひ担当課長調べてほしいのです。仕事も渡していないし、補助金も出していないけれども、黒字だということがあるかどうか。失敗したところはなぜ失敗したのか。

コンサルは、きっとそういうことは言わないと思います。例えばどういう仕事をまちづくり会社がやるのかと、いろいろ言ってくると思うのです。それは、いろいろ成功したところ全部集めて言ってくるわけですから。ですから、本当にそういうことをまちの担当者が見抜けるかどうかということが今役場の力量の問題なのです。だから、コンサルタントに丸投げするとコンサルタントは責任を負わないでしょう。例えば南アルプスだとか青森、これだってコンサル入っていると思うのです。コンサルの責任なんかどこでも問われていないでしょう。やめたのは町長であり、社長なのだ。本当にそういうことをきちっとしていかなければいけないのだけれども、そのためには私は、黒字になっているなら黒字になっている、その中で自治体が援助しないで黒字になっているところぐらいはきちっと調べておく必要あるのではないですか。活性化会議の中でもここが先進地だから視察に行くって決めたのでしょうか。あれだって、あそこに行くのだったら、何点か、9自治体だか12自治体だか出ていますよね、そういうところはそういう調査して行くのですか。

○議長（山本浩平君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） きのうちょっとお話ししましたように、現在どういう体制の会社組織にするかということの検討も並行してやっていると、それは第三セクター方式もあるし、本当の純粋な民間のほうも調査しているということで、今調査対象になっている中では純粋に民間が立ち上げて運営を行っている、公共の補助とかそういうのを受けないでやっているまちづくり会社も含めておりますし、あと公共が絡んでいてまちづくり会社を運営している、その中でいいとこ取りというか、そういうために見てくるという視察先もございまして、今大淵議員がおっしゃられたように、事前調査としては経営状況ですとか、その中で特徴的に利益をもたらしている事業を調査するとか、そういう形で調査を進めてまいりたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。まちづくり会社そのものを全部否定するとか、そん

なのではなくて、それでなければ、全国に今1,700ぐらいあるのかな、それぐらいなんかできないと思うのです。ただ、自治体がどこまでかむかということが問題なのです。それから、自治体が事務局から何から全部引き受けてやる。やっているときは、立ち上げまではコンサルがやって、コンサル抜けたら全然だめというふうになる。コンサル何の責任も負わない、失敗しても。一体これ何なのだということになる。

白老の場合は、例えば活性化推進会議も、それから九百何十万円のうち何万円か知らないけれども、まちづくり会社のアドバイザーもみんな同じところですよ、今までずっと長い間かわっているところですよ。プロポーザルもそこ1社しかない。まちづくり会社たくさんあって、コンサルタンタたくさんあるのに、何でこんなことになるのかなと素朴な疑問なのです。町の職員が研修にお金出して行っていた会社からでしょう、実際に。前に行っていたでしょう、もと行っていたところ。コンサルタと観光とは違うかもしれないけれども、系列会社というのか、同じでしょう。何でそういうことが起こるのかというあたりが疑問として出るのだけれども、そこら辺は何でプロポーザルで1社しか応募なかったのですか。それから、アドバイザーを選定した理由、あのアドバイザーにした。それも例えば指名競争だったのか、それとも任意で1社随契でそこにやったのか、そういうことって一番大切な部分なのだよ。

○議長（山本浩平君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） 委託先との関係ですとか、そういう会社の関係がちょっと絡みますけれども、今の委託会社は平成27年度からの契約が発生している会社でございます。そのアドバイザーに登用した経緯でございますけれども、東京にある全国の地方総合整備財団という組織がございまして、これは総務省系の財団なのですけれども、そこで地域再生アドバイザー制度という助成制度を使って27年度から実施しております。その地方総合整備財団、別名ふるさと財団と言うのですけれども、そのアドバイザー登録の中からアドバイザーを選ぶということになっておりまして、そのアドバイザーと今委託している会社が同じだということでございます。

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） そこは、余りやろうとは思わないけれども、ただ、アドバイザー契約というのは別だよ、全く。別だとしたらどういう契約の仕方をしているのですか、随意契約で要するに1社指名随意契約。

○議長（山本浩平君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） アドバイザーにつきましては、町のほうでいわゆるふるさと財団のアドバイザー制度の助成に申請をして、それで採択を受けたところでふるさと財団から無償で派遣するという形でスタートしております。

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵。ということは、アドバイザーの料金って何も払っていないの。それは、ふるさと財団に町が今のアドバイザーに委託した人をこの人出してくれと言っ

たの、それとも財団のほうが勝手にピックアップしてよこしたもののなのですか。

○議長（山本浩平君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） まず、アドバイザーは、ふるさと財団のほうで登録されている中から選ぶのですが、その中で選んだのは町のほうでございます。昨年アドバイザーのスタートの時点では、そういうふうにはふるさと財団のほうから全額お金が出て、町に来て、アドバイザーをいただいたと。それを2年目、今年度ですけれども、継続するというか、2段階目に入るときに、今度は3分の2助成であります。ですから、3分の1、ことしは町が委託料というか、その中に3分の1を町費として支出しているということになります。

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。ふるさと財団から補助金もらっているよね、九百何十万円のうちの700万円ぐらいですか、ふるさと財団から補助金もらって、ちょっと今その資料持ってきていないから何ともあれだけれども、そういう形でやっていますよね。去年もアドバイザー制度というのがあって、そのアドバイザー制度というのはDMO立ち上げるためのアドバイザー制度にのって来ていたのですか、その方は。

○議長（山本浩平君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） 中心テーマは、今言われたとおりDMO、まちづくり会社設立に向けた事業ということでアドバイザーとして来ていただいています。

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 大淵です。ということは、去年は100万円のお金で、活性化会議のほうかな、につけてやっていますよね。そのときDMOは議論されていたけれども、それは無償で来たアドバイザーの人がやっていたということ。ことしからは30%の委託料が取られるということ。それが今のDMO立ち上げのための予算の中のアドバイザーに行くお金ということかい。それは金額幾らなのですか、その中で。その30%って。DMOの中での活性化基金が900万円のうちの700万円が……何だかよくわからない。

○議長（山本浩平君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） 今年度922万円の設立推進事業ということで事業費としております。その中で、ふるさと財団から614万円、町から308万円、アドバイザーとしての派遣経費といたしましては540万円という経費になっております。

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） ちょっと私の記憶が違うかもしれないけれども、別にまちづくり会社の予算がありますよね、アドバイザーはそこから出ているのではないの。九百何十万円というのは、活性化会議のとき……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○8番（大淵紀夫君） もうちょっと詳しく言って。

○議長（山本浩平君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） 今言われたとおり、活性化会議の運営支援事業というのと、それから今説明申し上げました白老版DMO「まちづくり会社」設立推進事業というのがあります。白老版DMO「まちづくり会社」設立推進事業というほうにふるさと財団のアドバイザーとして入っていただいているので、その中の先ほど申しましたようにアドバイザー派遣経費として540万円、そのほかに調査とかそのほかの運営関係で300万円ほどあります。

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵。ということは、540万円がアドバイザーの派遣事業だということは、それは一人の人かどうかわからないけれども、ということはそれが30%分の負担という意味ですね。

〔「900万」と呼ぶ者あり〕

○8番（大淵紀夫君） 900万円のうちの……

〔「ふるさと財団600万」と呼ぶ者あり〕

○8番（大淵紀夫君） さっき答弁でアドバイザー事業で3分の1ことしからかかるよって言ったでしょう。

〔「町が、3分の2がふるさと財団」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時45分

再開 午前11時46分

○議長（山本浩平君） 会議を再開いたします。

8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。失礼しました。資料をこっちへ持ってこないで聞いたものですから、大変失礼しました。

それで、最終的にちょっとお尋ねしたいのですけれども、先日の特別委員会の中で岩城副町長ができれば出資は最小限でというような趣旨のご発言があったやに記憶しているのです。私は、きのうの同僚議員の質問のような考え方を持っているのですけれども、1つは町がここに債務負担行為を行うということは考えていないというような理解でいいのかどうかということと、出資の場合は25%以上出資すると総務省に報告しなくてはならないと、こうなるわけですが、出資が少なくとも結果的にはほかの全国の例調べると自治体がかんでいけばほとんど責任を負わなければならないような格好になっているのですけれども、出資の範囲をどの程度と考えていらっしゃいますか。最小限というのはよく理解できていますし、それは結構だなと思っておりますけれども、債務負担はしないのか、それと出資はどの範囲におさめるつもりなのか、その点お尋ねをしたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） ただいまのご質問でございますが、出資する、しないという結論にはまだ至っていませんが、考え方の基本としてはこれまでの議会の皆さんのご意見の中ではまずは25%といたしましょうか、出資するという部分はやはり抑えるべきだというふうに私は受けとめています。そのことを踏まえて、今後のまちづくりのあり方がどうあるべきか、今準備会立ち上げていろんな方向で、今担当課長説明したようにもっと詳細に詰めていかなければならないと思います。そういう部分がしっかり見えて、議会のほうにも報告、また示してご意見いただかなければならないというふうには捉えています。

先ほど来からるご質問でございますが、きのうも町長答弁した中でノーリスクという部分をやはりしっかり捉まえていかなければならないかなと。せっかくなら、いいことで進んでいるのに赤字経営になるだとか、倒産なんていうことになっては大変なことです。そこは慎重に慎重を期していかなければならない。全国の事例も成功例は割とすぐ見えるのですが、失敗例も今出させています。そのことも活性化会議で、こういうことで失敗しているという例も議論して行ってます。その大きな点は、やっぱり手広くいろんなことのジャンルをやっているというところはなかなか成功していません。観光なら観光とか、何かに特化して目的を持って会社運営しているというところが成功例にあるようです。その辺も事前に分析しながら、視察もしていかなければならないかなというふうに捉えています。当然失敗例もしっかり見ていくと。

それと、コンサルにはいろんなことを委託して情報をいただいておりますが、そのことイコールで我々は受け取ってはいません。中にはこんなことで収益上がるよ、駐車場収益、何台入るからこれで収益得るよというのがありますが、ではその車が減った場合どうなるか、経営できるかと、いろんなことぶつけていきます。そういう部分で、本当にこれだけは収益とれるねという部分を確たるものにしていかないと、経営というのはやっぱり成り立っていかないと。そういうふうには捉えていますので、コンサルのことが全てというふうには決して受け取っていませんので、またそういうことをチェックする職員もいますので、今までの経験を生かした中でそういう部分をチェック体制もしっかりやっていきたいというふうに考えています。

〔「債務負担」と呼ぶ者あり〕

○副町長（岩城達己君） 今はまだそこまでのことには、結論には至っていませんので、その辺は一番最初にお答えしたとおり、今後の組み立ての中で整理はしないと。ならないと考えています。

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。できれば債務負担も、債務負担をするということは町が責任を負うということだから、そこは十分考えてやっていただきたいと思います。

経営調整会議と経営会議の関係、課長会議なのですからけれども、それぞれどんなメンバーが出席されて、会議の頻度がどれぐらいで、これ以外にまちを運営するための会議って、経営調整会議、経営会議、課長会議、この3つが主たるものだというふうには捉えていいですか。

○議長（山本浩平君） 高尾企画課長。

○企画課長（高尾利弘君） 経営会議だけに私のほうからお答えします。

今経営会議につきましては、従来理事者会議と言っていたものを経営会議ということに大きく変えまして、そっちには町長、副町長……

〔「政策会議」と呼ぶ者あり〕

○企画課長（高尾利弘君） 政策会議の部分を経営会議と変えまして、今は経営会議では町長、副町長、教育長、理事者と、あと企画課長と財政課長、総務課長がメンバーとなっております。それで、経営調整会議というものも政策調整会議から変わりました、こちらについては各関係、企画課長、総務課長、財政課長、あと経済振興課長、建設課長ということで、教育課長とかも含めて、昔で言う部の代表的な課長と、あと企画、総務、財政のグループリーダー、若い人の意見も入れるということで、そういった形でつくっております。

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 大淵です。今までももちろんそういう形でやっていらっしゃったのだとは思いますが、これだけ政策的にたくさん出てくると、まちの方向を含め、個々の政策と全体事業の政策、全体まとめた政策、こういうことをきちっと議論する場があるということは非常に私はいいいことだと思うのです。政策機能がここで発揮されるというふうになると思うのですが、政策調整会議や経営会議というのはどれぐらいの頻度で開かれていますか。

○議長（山本浩平君） 高尾企画課長。

○企画課長（高尾利弘君） 頻度といいますか、定期的に例えば1カ月に1回行うだとか、そういった決まり事はつくっておりませんで、案件があるごとにとということで、今まで経営調整会議で同じ案件について2回開いたりだとか、議論が終わるまで開くとかということで、経営会議で答弁でもお答えしましたように4件、大体6月ぐらいから始めましたので、月1回ぐらいの割合というふうになるのかなと思っています。

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。政策の集中と選択、そして今白老町の場合一番大切なのは財政健全化だと思うのです。それに対して新しい事業として病院や象徴空間、これは進めなければだめな部分、そして現実的に検討すると言ったらおかしいけれども、今検討しなければだめなのがインフラ整備、町民の要求の実現を含めたインフラ整備、そして職員の給与改善。私が勝手に思っているのですが、小さくしたりやめたりするためにも議論は必要なのだと思いますが、バイオマスや、私は港の第3商港区もそう思っているのですが、そういうものを集中と選択の中でまちづくりの方向性、財政健全化を含めた将来のまちづくりの方向性を含めた議論がここできちっとされるということが、集団的にされるということがとっても私は大切だと思うのです。そこら辺はどういうふうに思っていますか。

○議長（山本浩平君） 高尾企画課長。

○企画課長（高尾利弘君） 今現在経営会議、経営調整会議のほかに、例えば先ほど言いまし

た病院ですと病院の検討会議というかな、それを内部で設けて、それは内部で関係課長が集まって集中的な話をしているというもので、象徴空間も同じように内部会議を設けて、その中で話ししているということになりますので、基本的には今言ったような大きな部分の変更を伴うというか、そういう関係、財政については例えばバイオマスですと財政健全化の中で話し合うという中で考えていまして、経営調整会議とその辺はきちんとすみ分けというわけではないけれども、そういうものをして、当然理事者の判断に資するような会議にしていきたいというふうに考えています。それぞれの役割を持ってということになっております。

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 私言いたいのは、要するに白老町全体の政策がきちっと見えて、全局を把握した上で執行されるわけです。だから、今のDMOならDMOの問題はそこで議論される。しかし、DMOというのは象徴空間全体のものになりますよね、そういう部分のものと全体的なものの議論がきちっとかみ合っていないと、そこが例えばトップダウンだとかボトムアップだとかというときに政策的に差異が出てしまうと、町長がこうやって誰々課長に命令したからやれというふうにはならないような仕組みに今なっているわけでしょう、現実的には。だから、そういうものが全体として、庁舎全体として把握できるような形が非常に望ましいのではないかと、それが経営会議だと僕は思ったのだけれども、ちょっと今の答弁では違うような気がしたのだけれども、そこら辺どうだい。

○議長（山本浩平君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 6月からこういうような体制づくりを行ったのは、これまでも確かに政策会議だとか政策調整会議、課長会議というふうなことをやってきました。ただ、今非常に町が抱える課題の多さ、そしてその課題を単独の課題ではなくて総合的に考えていかなければならない。そういう中で、単なると言ったら言葉おかしいですけども、政策づくりのみの視点だけであってはこれはないと。大きな意味での町政をどういうふうにして運営していくかというところの視点をより強くした会議というか、話し合いのところを持っていかなければならない。そこに、もう一つは決断的な、要するに迅速で的確な決断が必要だと。そういうことから、前の政策というところの意味合いよりももっと経営、運営というところに重きを置いた会議体制を、組織体制をつくっていかなければ、今議員がおっしゃったようなただ単に部分で動いてしまって、全体の中でではどうなっているかというふうなところの精査が後になってみたり、そういうことを少なくとも避けていかなければならない。総合的に町政運営をしていく必要が非常に強くなってきていると、そういう観点からこういうような組織のとり方をしているというふうなことで、6月から始まって、完全に定期的には今はやっていないのですけれども、その案件、案件のところでは上げていきますけれども、これからプランの中のことだとか、それからの部分でやらなければならないこれからの懸案等を含めたら、こういうシステムをしっかりと活用を図れるような、それを意識した会議体としてのあり方はもっと強めていかなければならないだろうと考えております。

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。今の答弁でわかりました。

それで、最後にしますけれども、私はこれから地方自治体というのは多分政策立案能力と町民の皆さんとの調整能力、この2つが、最後に残るのはここが残るだろうと私は思っています。働くということは政策立案をどうするかということと、町民との調整をどう自治体がやるのかと、私はここが地方自治体の最後の仕事になっていくのではないのかなと思っています。そういう点でいえば、白老町でいえば、さっきも言いましたけれども、財政を立て直すこと、要するに健全化プランを文字どおり完遂すると、ここがやっぱりメインのベースになると思うのです。そのためには、どんなまちづくりをどうやるか、町民の皆さんにわかる政策をどう実行するか、ここが必要だし、言葉だけの選択と集中ではなくて、具体的に進めるもの、検討するもの、やめるもの、政策転換をするもの、そういうものを明らかにして、それを集団で議論して方向を出すというのがやっぱり自治体の今の姿ではないかなと私は思います。カリスマで指導するというふうにはもうならないと思います。ですから、そういう意味でいえば、経営会議、経営調整会議ですか、ここが大きな視点で議論をして、まちの方向をここできちっと出していくと、そのことをここが役割きちっと果たしていくということで、それを補足する、補完するものとして各担当課長さん方がどうそれぞれの部署で力が発揮できるかというようなものも含めて会議の構成をきちっと考えるというふうを考えていくのが私はこれからの地方自治体のあるべき姿でないかなと思っていますので、このことの見解を伺って私の質問を終わりたいと思います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 経営会議等々は、今副町長お答えしたとおりでございます。一つの事柄、事業が一つの課でまとまって終わるとというのがほとんど今なくなってきて、高齢者の問題一つについても健康福祉課、高齢者介護課だけで済まなくて、生涯学習課もありますし、建設課もありますし、いろんな分野をまたいできますので、まちを経営するという意識で経営会議というのをまず開いております。それが町民のためになるということで、今大淵議員おっしゃったとおり、これからの政策能力等々につきましても、その政策能力をどういうふうに発揮するかというのは、やはり町民がどういうことに困っているのか、どういう課題を持っているのかということもきちんと把握しなければその政策能力は生きないと思いますので、住民と一緒に住民自治の考えで、町民も自分たちのまちは自分でつくる、行政、役場の職員も町民の立場になってまちを形成していくという形が一番いいと思いますので、それにはやっぱり情報共有をきちんと持って、同じビジョンに向かっていくという姿がいいと思いますので、それに対して経営会議と経営調整会議というのを6月から始めておりますので、これは今までの議会の自分たちの対応もそうなのですが、それに対して町民の代表である議員の皆様からのいろんな意見をいかに遂行して達成していくかというのは私たちの仕事でもありますので、その辺をスピード感を持ってやっていくということがまちづくりにつながっていくというふう考えております。

また、経営会議は今定期的にはやっていないのですが、白老町の課題がたくさんある中で経

営会議を通して、町民にきちんと政策立案を通して明るいまちをつくっていきたいというふう
に考えております。

○議長（山本浩平君） 以上で8番、大淵紀夫議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 0時05分

再開 午後 1時05分

○議長（山本浩平君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

◇ 西 田 祐 子 君

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員、登壇願います。

[11番 西田祐子君登壇]

○11番（西田祐子君） 一般質問をさせていただきます。きずな、西田祐子でございます。今
回は、町民の暮らしを守るまちづくり、そして子供の健やかな成長を支えるまちづくり、2点
についてご質問させていただきます。

1点目、町民の暮らしを守るまちづくり。平成28年8月末現在、白老町の人口は1万7,777人、
ゼロ歳児は66人、また75歳以上の後期高齢者は3,564名、そのうち85歳以上の方は1,030名を超
えました。町民の暮らしを守るためには地域公共交通が不可欠であると思っております。私は、
元気号バスの問題を何度か質問させていただきましたけれども、今回昨年12月の路線改正によ
り、不便になった、時間がかかる、乗り継ぎが難しいなどの声が寄せられております。この改
善のことに触れて、また質問したいと思えます。また、高齢化に伴い、遠くの病院に行けなく
なった方々、家族が入院しても見舞いに行けない人方もふえています。これら2点についてお
伺いいたします。

(1)、地域公共交通について。

①、元気号の平成27年度の乗客数と運賃収入の実績について。

②、元気号の平成28年度の運行経費と補助金額、現在までの乗客数について。

③、どのような方々が地域公共交通を必要としていると捉えているか。また、どれくらい
の方々が必要としていると捉えているのか。

④、地域公共交通活性化事業の調査、分析業務の委託先と分析結果はいつごろ明らかになる
のか。

⑤、福祉有償運送、介護タクシーの年次ごとの乗客人数。

⑥、自家用自動車を持っていない世帯数と人数について。

(2)、白老町立病院について。

①、国で調査を行っている年齢別の通院、入院の比率を白老町で当てはめた場合の数値につ
いて。

②、国保加入者の町立病院での特定健診の受診件数と比率について。

③、通院、入院患者の増加対策と一般会計からの繰出金軽減対策について伺います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 町民の暮らしを守るまちづくりについてのご質問であります。

1 項目めの地域公共交通についてであります。

1 点目の27年度の乗客数と運賃収入の実績につきましては、乗客数が2万7,463人と前年に比べ3,262人の減であり、運賃収入は274万4,600円で前年比32万4,900円の減であります。

2 点目の28年度の運行経費と補助金額、現在までの乗客数につきましては、運行経費が2,950万円で、町からの補助金額は2,262万5,000円となっております。7月末現在までの4カ月間で乗客数は6,550人で、月平均1,638人となっております。

3 点目のどのような方々、またどれくらいの方々が必要としていると捉えているかにつきましては、主に障がい者や高齢に伴い介護を必要とする方、生活保護の世帯や自家用車を所有していない方などが地域公共交通を必要としていると捉えており、その人数としては6,000人以上いると推測しております。

4 点目の地域公共交通活性化事業の調査、分析業務の委託先と分析結果につきましては、委託先は札幌の日本データサービス株式会社であり、その調査、分析につきましては地域公共交通活性化協議会や議会などに中間報告していく予定としております。なお、この業務委託における分析結果は、3月下旬に提出することとなっております。

5 点目の福祉有償運送者、介護タクシーの乗客人数につきましては、福祉有償運送事業の乗客人数は23年度1万2,240人、24年度1万1,136人、25年度1万1,763人、26年度1万2,290人、27年度1万2,735人とほぼ横ばい状態となっております。また、介護タクシーの乗客人数は、開始年度の24年度が1,206人、25年度1,462人、26年度996人、27年度791人と減少傾向にあります。

6 点目の自家用車を持っていない世帯数と人数につきましては、白老町の保有車両数は運輸局資料によると昨年度で1万1,722台であり、同一人物や企業等の登録も考えられますが、単純に保有車両数と18歳未満の人口を差し引くと4,500人以上の方が自家用車を所有していないと推測できます。なお、世帯数については把握できません。

2 項目めの町立病院についてであります。

1 点目の白老町の年齢別入院、外来患者数につきましては、厚生労働省の26年度患者調査結果として人口10万人に対する各年齢別入院及び外来患者数の割合を入院、外来受療率として公表しており、この受療率を直近の28年7月末、白老町の年齢別人口に乗じて推計した入院及び外来の患者数であります。白老町の人口総数1万7,803人に対し、入院、外来受療率を乗じて推計した1日当たり患者数は入院が259人、外来が1,237人となります。また、65歳以上74歳以下の前期高齢者人口3,779人から推計した患者数は入院59人、外来356人であり、75歳以上の後期高齢者人口3,564人から推計した患者数は入院148人、外来425人となります。

2 点目の町立病院での国保加入者の特定健診実施状況につきましては、町立病院の経営改善計画策定前の24年度では国保加入者6,479人、健診対象者4,540人、受診者は1,337人で、そのうち66人が町立病院で受診し、利用率は4.9%でありました。また、直近の27年度では、国保加入

者5,869人、健診対象者4,252人、受診者は1,364人で、そのうち294人が町立病院で受診しており、利用率は21.6%となっております。

3点目の入院、外来患者増加対策と一般会計繰出金軽減対策につきましては、入院、外来患者の増加対策として早期の病院改築と老朽化の著しい医療機器等の更新など患者に対するアメニティーの確保と向上を図るとともに、苫小牧市を中心とする東胆振医療圏における2次医療機関との医療連携による急性期経過後の転院患者受け入れや健診業務の拡大による新規患者の獲得、常勤医師等医療従事者の安定確保及び病院の情報発信拡大などの積極的な取り組みが重要であるものと捉えております。

次に、一般会計からの繰出金軽減対策としては、町立病院経営改善計画に基づく医業収益の増収対策を着実に実行し、医業損失額の削減を図るなど、病院の自助努力により繰り出し基準内の繰出金に抑えることが重要であります。また、新病院化に向けては、改築事業に係る初期費用の抑制に基づく企業債元利償還金の縮減や長期的な維持管理費等のランニングコストを低減できる病院づくりを目指すことが将来的にも一般会計の繰出金軽減につながるものと考えております。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

○11番（西田祐子君） 公共交通について1番目から6番目までありますけれども、まとめて質問させていただきたいと思っています。

まず、公共交通なのですけれども、ことし8月から追加運行ということで地域循環バス元気号、これを補正予算456万2,000円でしたものなのですけれども、元気号で許認可の関係で9月からの予定となりましたということで1カ月遅くなっております。これは、具体的にどのような理由なのか。そして、9月からということになっておりますけれども、実際に利用者というのはどういう動向になっておりますでしょうか。そこをお伺いします。

○議長（山本浩平君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） 元気号の追加運行についてお答えいたします。

これは、補正予算のときにご説明申し上げておりますけれども、道路運送法の21条、臨時的運行の手続を経て、車両を確保して行うということにしておりますが、現在その手続に時間を要しております、一応運行予定を早期にということを考えておりますので、できれば来週から開始できるのではないかとこの予測を立てております。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

○11番（西田祐子君） では、まだ運行していないということだと思っておりますけれども、町民の方はこうやって広報に載っているから、問い合わせとかはないのですか。どうなっているのでしょうか、その辺は。

○議長（山本浩平君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） 病院を発着点にいたしまして石山以西に運ぶということにしておりまして、これまでも数人から、病院に来られた方がいつから始まるのでしょうかというお

問い合わせはいただいております。それで、病院のほうに掲示板を出しまして、運行の日にちが決まり次第ご連絡しますということで、病院のほうの張り出しを行っております。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

○11番（西田祐子君） 今対応はよくわかりましたけれども、でも実際に予定していらっしゃる方は病院に来る患者さんなわけですから、その辺はもうちょっと親切にしてあげてほしかったかなと。なぜかという、もう一つつけ加えさせていただければ、その方のお名前と電話番号ぐらい聞いて、今度何日から運行になりましたよと、そういうサービスはしてあげてもよかったかなと思っております。これがうまく使っていただいて病院に患者さんが来ていただければ、大変ありがたいかなと思っております。

次のところに行かせていただきます。元気号バスなのですけれども、以前いただいた資料を見ると平成17年に6万7,738人、一番このときに乗っていらっしやったと。そして、昨年度が2万7,463人、大体これで見ますと4万人減っているという計算になるのです。単純に元気号だけを見ると、でも、実際に福祉有償運送とか介護タクシー、これらを足しますと大体どのくらいになるかという、2万7,000足す1万3,000だから4万人くらいになるのです。そうなると、本当に実質減っているのはどなたかという、2万7,000人くらい。実際にまだ白老町内には4万人を超える方々が福祉有償運送とか介護タクシーとか元気号を使っている。

ここには載っていないのですけれども、私も質問しませんでしたけれども、例えば買い物バス、スーパーくまがいさんのあの買い物バスで無料だからということで乗っている方もいらっしやると思うのです。例えば単純にですけれども、1日10人、300日、商売やっっているから乗るとしたら3,000人ですよね、20人乗るとしたら6,000人。ですから、単純に計算しても4万五、六千人以上の方々はこういう地域公共交通というものを非常に大事にしていると、私はそういうふうにいるのですけれども、実際に現場の方々はそういうところをきちっと把握していらっしやるのかということなのです。その辺の数字のとり方をぜひ考えたいのですけれども、そのほかに町立病院以外のところで藤田内科クリニックさんとか、生田医院さん、それから近郊の病院なんかも無料送迎の車両を走らせています。そういう人たちを含めたら白老町では5万人以上の方々が実際にそういうものを使っているというふうに私は思っているのですけれども、その辺のお考えはどのように思っているのか、まずそこをお伺いしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） ただいまの元気号の乗車減少によってそのほかの状況ですけれども、今買い物バスというお話が出ましたので、そこをお話しますと、スーパーくまがいさんが行われている送迎、それは現在登録は四、五十名いるということなのですが、現在利用者は減少傾向にあるというお話でした。新規のお客さんがふえないという状況で、ただし大体どのルートも10名程度ご利用されているということでございました。一方、パセオしらおい、生協で行っているおまかせ便ですとか、そういうものは増加傾向にあるということで、そのおまかせ便についてはコープ白老店が全道で3位という状況になっているというお話でした。買

い物に行けない方が移動販売車なりお取り寄せ等によって賄っている状況があるのではないかとすることは現状ではありますけれども、詳しくは今やっている委託事業の中でさらに調査を進めようということを考えておりますので、詳細につきましてはさらに時間を要すると思います。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

○11番（西田祐子君） すごい状況だなと、ちょっとびっくりいたしました。地域公共交通活性化事業647万円のことについてちょっと出ましたので、そこでお伺いいたします。これは、調査、分析業務を委託していますけれども、実際に調査項目はどのようなものが入っているのか、その辺お答え願います。

○議長（山本浩平君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） 今年度の白老町地域公共交通網形成計画策定業務委託についてでございますけれども、これはまず委託業務の内容といたしましては地域の概況整理、それから先進事例調査、それから利用実態把握のための調査といたしまして、住民を対象とした、これはグループヒアリングを予定しておりますが、各地に出向いて調査をすると、それから今の元気号等の乗降者の調査、それから交通事業者との協議、調査、それを経て元気号の運行の見直し検討と地域公共交通網形成計画の策定、それから次の改正までに時間がかかりますので、今の形としましては現在運行している方たちにより運行をわかっているように、パンフレットの作成ですとか、あと来年に向けての実証運行の準備を進めるという業務内容になっております。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

○11番（西田祐子君） 今住民を対象にしたグループヒアリングとか、また乗っている方々にアンケートもと、そしていろいろなことをするということなのですけれども、私はぜひ考えていただきたいなと思っているのが、元気号バスというか、循環バスとかいろいろなありますけれども、福祉有償運送とか、使っている方がいかに便利なのかどうなのかということがやっぱり一番のポイントだと思うのです。お金を払って乗る以上は、その方にとって何のために乗るのかと、病院に行くのか、買い物に行くのか、美容室に行くのか、何しに行くのかという目的があるわけで、それに便利にならないと使っている人たちは不便だといって使い勝手が悪い状態になってくる。そういうところをきちっと理解するためには、まず自家用自動車を保有していない方々に事例とか事例とか何点か挙げて、そういう方々にアンケートをとるべきだなと思うのです。最後のほうに自家用自動車って書いていますけれども、乗る人というのはほとんど自家用車を持っていない家庭の人とか、また家族が持っても日中仕事とかに行ってしまうって使えない方、車運転できない方々ですから、まずそういう方々を中心にしてアンケートをとっていただきたいと。そして、自家用車を保有していない世帯というのは、各町内会に遍在していると思うのです。その場所にまとめてある場合もあるし、ばらばらにある場合もあるし、その地区、地区ごとによっての特性があるので、町内会ごとでぜひ調査していただきたい

い。白老町の集落というのは、社台とか、白老とか、石山とか、萩野とか、こういうふうに分かれていますけれども、では実際にどこの地区の何という町内会のところが一番不便なのか、どういう年齢の人たちがいるのかということをごきちと見ていただきたい。そして、最後に、老老介護、それと認知症の方が認知症を介護する認認介護、こういうものの実態把握をして、ぜひこういう方々にアンケートもとっていただきたいなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本浩平君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） その調査の内容でございますけれども、自家用車のない方を中心に町内会ごとというお話がございました。先ほど申し上げましたように、町内会については町内会ごとにグループヒアリングを行うということなのですが、加えて高齢者ですとか介護者、そういう方たちの実態をよくご存じだと思われる民生委員の方に聞き取り調査も予定していこうかなというふうに考えております。実際は、自動車を持っていない方を特定して聞きに行くということは非常に困難なことでありますので、そこに近い形でなるべく情報を集めてまいりたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

○11番（西田祐子君） 自動車を持っていない方のところに行くのは非常に困難だと言うけれども、町内会長さんに聞けばすぐわかると思うのです。その辺は、せっかく今地域担当職員制度とかやっていますし、そういう職員の方々が地域の町内会長さん方と連携とっていますよね。たしかその課ではなかったですか、地域担当職員制度とかやっているの。もしそうだとすれば、そういうものを活用してやっていくべきだと思います。まず1点、そこどうなのかお伺いします。

2つ目、健康福祉課、高齢者介護課、地域振興課の3課で問題解決のための話し合いを今までしてきましたでしょうか。行政全体でこの実態を知るチャンスというものは、お互いの情報がきちとリンクされてこそ初め正しい情報を得れて、そこから問題解決のものが出てくるのではないかなと思うのですけれども、どうなのでしょう。

○議長（山本浩平君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） まず、町内会長さんに聞けば自動車ない方の把握できるのではないかということですので、そういう視点でいろいろ町内会のほうに当たってみたいと思います。

それから、その人力として協力隊とかそういうのを活用してはどうかというお話ですけれども、今のところ協力隊もそれぞれの目的趣旨を持って活動しておりますので、こういう違う目的のためにどんどん何にでも使っていいということにはなっていませんので、その辺は今後こういう目的で募集するとか、そういうことは考えられると思います。

当然公共交通のことを考えるに当たって、今までお話にあったように高齢者ですとか障がい者ですとか、そういう方たちも関係してきますので、私どもとしては先ほど言ったように民生委員の方とつながったり、それで健康福祉課ですとか、高齢者介護課ですとか、そういうとこ

ろとも連携しながら進めていくということでは話はされております。ただ、公共交通というものは、一般に不特定多数の方が利用する交通機関ということでこれまで日本の公共交通機関の歴史があります。そこで賄えない状況が出てきたと、今のように高齢者とか、そういう方たちが既存の公共交通機関では賄えないという状況が出てきていますので、それを補完する形で、公共交通機関が認めたプラスアルファとして福祉有償運送とか、そういう手法が出てきておりますので、その辺も配慮しながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

○11番（西田祐子君） 福祉有償運送とか介護タクシーとか、私は地域公共交通、元気号とかいろんなものがミックスされて初めて協力し合って、公共交通というのですか、地域におけるそういうものができるのではないかなと思うのです。タクシーだって使っている人方は使っています。でも、ある程度距離が遠くなってしまうとどうしてももうちょっと安くてと、年金生活だからとか、自分の生活の範囲の中で使える便利なそのような交通網が大事だと思います。議会だより156号、28年8月号ですから、ことし8月に載せているのですけれども、当別ふれあいバス、コミュニティバスについてということで、白老町議会で視察を行っているのです。それについて1枚見開きで、一番上のところで載っているのですけれども、これお読みになっていらっしゃるでしょうか、コミュニティバスについて書いているのですけれども。

○議長（山本浩平君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） 議会だよりは拝見させていただいておりますけれども、今手持ちにはございません。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

○11番（西田祐子君） ここの中で議会が最後のほうで当別町のことを書いているのですけれども、単にバス事業ではない、まさにまちづくり事業として押さえをしている当別町の事例に我がまちも見習いつつ、白老になくてはならないバス事業の制度設計、それを支える職員、職場の意欲喚起が何より重要である。こういうふうには書いているのです。なぜこういうふうには書いているか、視察に行ったかといいますと、この担当職員の方が、コンサルタントに頼りがちなのですけれども、まちにお金がないから自分たちでやろうということで、ダイヤ改正の手法を学ぶために札幌市交通局に1週間通い詰め、そしてつくったと。内製化する、つまり自分たちがつくるということは自分たちで責任とらなければならないのだけれども、そこまで責任を持ってでもつくりたい、そういうところが結局ふれあいバス、コミュニティバスの事業の成功につながっているという例をここで書いているわけなのですけれども、白老町において、白老町も細長いまちですから、どうしてもほかの簡単にできるところと比べたらやっぱり条件が難しいと思うのです。では、実際にそのようなものをそこまで自分たちで考えてやってみる気があるのか、ないのか。実際にバス事業の不便さ、利用者不在の実態がないように今度は本当に改正していただきたいと思うのですけれども、ここをご答弁願いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） 当別町の取り組みは、素晴らしい取り組みだと考えております。ただ、白老町においては、特徴ある地形を持ったまちで、当別町はある程度一つの固まりを持ったまちだと考えていますけれども、その中で現在これまでにやってきた交通体系ではなかなかうまくいかないという結果が最近出てきておりますので、それを総合的に考えていこうということで、豊富な情報と知見を持っているコンサルタントを入れてということで考えておりますので、決してコンサルタントだけに頼るのではなくて、我々もいろいろな情報とか現場、町民の声を聞きながら、新たな交通網ということを検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

○11番（西田祐子君） コミュニティバスについてはこれで最後にしたいと思います。

町長にお伺いいたします。コミュニティバスは、地域公共交通というのは集落対策、北海道における集落対策の1項目めに載っかっているのです。そして、実際に各市町村でも一生懸命頑張っけてやっています。ところが、実際には失敗しているところも結構今は多く出ております。今言いました当別町というの、まち的には2つの拠点があって、そこが離れているので、その2つのまちというか、地域をつなぐための地域コミュニティバスをつくったということなのですけれども、それについて、町長自身は今回も予算もつけていらっしゃるし、町立病院から500円出して西のほうの石山地区のほうに送迎するような、そういうような仕組みもつくりましたけれども、町長のお考えをコミュニティバスについてお伺いしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） このコミュニティバスは、先ほどの答弁の中にもありましたとおり、広い意味では弱者のために欠かすことのできない交通網だと思っております。今までいろんな議論の中で、ダイヤの改正等々もしてきたのですけれども、結果としては利用率が下がっているということでありますので、今までの考えでは成り立たないのかなというふうに思っております。その考えが成り立たないという大きな根源は、やはり財政だと思っておりますので、ことしちょっと補正ではやらせていただきましたが、きちんとした予算を確保した中でやっていく、そして今出ている課題に対してどういうふうに対応していくのか。よきことと思って、最初のときの改正は1日置きを毎日出してくれと、毎日出したら、今度は毎日出したら時間帯が悪いとか、やっぱり改正するごとにいろんな課題が出てきておりますので、それも今何年かやって、いろんな課題が出てきているのも把握しております。それとあわせて、先ほど担当課長話したように、実はバスにも乗れなくて、便利で移動販売車のところで買い物するというお客様がふえている。北海道でも3番目の売り上げだということを考えると、ニーズも当初の福祉バスを立てたときより変わってきているのかなと思っておりますので、これは今年度きちんと課題を精査して、来年度にまたつなげていきたいというふうに思っております。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

○11番（西田祐子君） 2点目の町立病院について伺います。

厚生労働省の患者調査結果によりますと、先ほどいただいた推計では1日当たりの入院患者が白老町で比率で出すと入院が259人、外来が1,237人、こういうふうに出ております。65歳以上の方々だと入院が59人、外来が356人、75歳以上だと入院が148人で外来が425人。非常に大きな数字になっているのかなと思っております。ただ、27年度の白老町立病院での実際の数字は、決算書をきのうちょっと調べてきましたら、入院が31.5人、外来が123.2人。正直言ってかなり数字的に低いと思うのですが、まだまだ町立病院の入院患者さんをふやせる余地があるし、実際に入院患者さん、外来患者さんを年齢層別でこういうふうに分けて、そしてそういう方々に対応するような病院づくりをしていってほしいのかどうか、その辺をお伺いします。

○議長（山本浩平君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） まず、言われますように患者を入院患者、外来患者数をふやすという施策が一番大事なのですけれども、その中で病院の経営改善計画の中で、1日平均患者数30名以上、外来患者数125名以上という目標値を一応掲げてございまして、先ほど議員言われますように、27年度の数字につきましては31.5人と、外来につきましては123.2人ということで、ほぼ目標値はクリアしているところなのですけれども、今後外来患者、入院患者等をふやすには、町広報紙等によります病院の情報発信の拡大だとか、それとかあとは経営改善計画に基づきました受け付け時間の延長だとか、あとはインフルエンザ等の予防接種の接種を拡大したとか、時間を拡大したとか、そういうところがまずございます。それと、全職員によります患者さんへの迅速、丁寧、親切な声かけだとか挨拶運動の徹底等のホスピタリティーの精神というのが必要かと、そういうものに努力する中で、病院の変わったところを見ていただくというのが必要だと考えてございまして、そういう中で、だんだん患者数につきましてはふえてきている状況ではございますので、今後それを全職員取り組みの中でさらに患者数をふやすというか、そういう努力をしていきたいと考えてございまして。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

○11番（西田祐子君） 目標がこういう数字になっているのですけれども、実際に厚生労働省の患者動向調査によると、この調査結果を見ると町立病院は昨年度は31.5人だから、先ほどの数字で計算していくと入院は約8.2%、外来が10%、これはすごく少ない数字と思うのです。この辺を改善する。数字として努力目標をきちっとぜひ挙げてほしいなと思います。

2点目のところに行かせていただきます。町立病院での国保加入者の特定健診状況とかというのを聞かせていただいて、非常に町立病院も受診率低いし、白老町民自体も国保の受診率が非常に低いのです。そして、これは北海道町村議会議員研修会でいただいている毎年の資料なのですけれども、平成26年度国民健康保険料1人当たりの調定額、これ白老町なのですけれども、144町村のうちの117番目なのです。非常に安いのです。そして、税金、収納率、これも119位なのです。非常に収納率も悪い。そして、反対に1人当たりの医療費、療養費ですね、道内順位表、これで見ますと13位ですか。1人当たり年間42万5,776円、非常に高いのです。白老町は、簡単に言ってしまうと、安い保険料で、そしてたくさん病院に行ってお金を使っていると、そ

して税金というか、保険料も余り払わない、そういう悪循環が繰り返されているとこの調査の中から読み取れるのです。こういうことをやっているのは、本当に平成30年度の統合まで間に合わないのではないかなとちょっと思っております。

そこで、国保の加入者が特定健診をたくさん受診することにより医療費の抑制が図れると思うのですが、道内レベルでの白老町は実際どういう位置にあるのか。また、これは特定健診すると国から支援があると聞いていますけれども、この辺はどのようになっていますでしょうか。

○議長（山本浩平君） 畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） 国民健康保険の加入者の特定健診の件でお答えいたします。

まず、ここにも書いてありますが、24年と27年、答弁書の中にも書いてございますが、24年と27年比較しますと率にしても結構上がっているのですが、まず全道的に見ますと全道の受診率というのが例えば24年度の場合ですと24%が全道平均受診率です。そして、27年度についてはまだ数字がまとまっておりませんので、まだわかりませんが、24年度のときは全道平均で24%、白老町の受診率でいきますと29.4%ですので、このときは全道の中では101位というような順位になっております。27年度につきましては一応、まだ確定ではありませんが、受診率については32.2%というふうに押さえております。ですから、24年から比べると大分、8ポイントぐらいですか、上がると、上昇したということになるかと思っております。

それで、この受診率が上がった場合、国のほうで努力支援制度といいまして、各保険者受診率上げるために努力したということで、本当は平成30年度からの広域化と同時にこの努力支援制度ということを開始する予定でしたが、今般前倒して28年度から、受診率とか、あと受診後の保険者の指導率、こういうものを挙げた場合は、一応基準あるのですが、それをクリアした場合、例えば25年度と26年度というふうな今回の対比になる予定です。25年度より1%受診率上げた場合には、額はまだわからないのですが、幾らかの努力したということで支援しますよと。あと、保険者指導率につきましても、60%かな、以上上げた場合は努力したということ認めて国のほうから支援しますよという制度が前倒して今年度28年度から実施される予定です。今現在白老町はどの項目に当てはまっているかということ、受診率については25と26比較しますとちょっと26のほう落ちたのです。なので、1%上昇したところに当たるというような項目には該当しないのですが、保健指導率、これについては国で示している60%をクリアしていますので、これについては幾らかの助成というか、支援があるというふうに見ております。

以上です。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

○11番（西田祐子君） 国保の受診率のことを聞いたのは、町立病院で受診するということはそれだけ患者さんがふえるということなので、最終的には町立病院も利益上がる。そして、国保のほうもそうやってポイントがもらえる。これはすごく私はいいいことだなと思っておりますので、ぜひ頑張ってくださいなと思っておりますけれども、そうしましたら由仁町では総合健診、夏、秋、冬のひまわり健診、交通手段のない方に送迎サービスを行います。健診率を

高めましょう、こういうふうにホームページで書いているのです。つまり高齢者の方、先ほどから話ししている足のない方々、こういう方々に、役場に電話するとお迎えしてくださる。これはすごい。健診率がばがば上がると思うのです。ここまでやるかというくらいなのです。そして、もう一つ、由仁町は、平成20年から由仁町立病院は65歳以上の方々にそういう方々、無料送迎バス行っております。これは、はっきり言って総合健診の無料送迎とか、町立病院の無料送迎、こういうものは町立病院単独で考える話ではなくて、財政、こちらの行政側が判断する問題だと思うのですけれども、こういうことをやっていかなければ、結局は患者さんが白老町に住めなくなってしまう。そして、諦めて病院の近いところに引っ越していってしまう。そしたら、白老町から人もいなくなるし、税金も上がってこない、経済も回っていかない、そういう悪循環になっていくと思うのですけれども、こういうようなことはなるべくならではなくて、ぜひとも考えていただきたいと思うのですけれども、その辺は理事者側のほうどのような判断されますでしょうか、お伺いさせていただきます。

○議長（山本浩平君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） 健診率を上げるというところの方法論として、今議員のほうから出されたような一つの方法ということがあることは重々認識しております。うちの中においても、個人病院で健診を受けた部分も含めて、その辺のところの今体制づくりはしっかりしていくようなことは、健診率を上げるという部分においては試みとしてははしているのです。ただ、なかなか急激に上がっていかないという部分があるということは、やはりまだまだその周知も含めて、それから町立病院に全て集めて健診をというふうなことだけではなくて、ほかの医療機関も含めて健診率を上げることによって今後の病気に対する対応ができていくということは、医療費の削減にもつながっていく対応はしていかなければ、まちの今の状況の中ではしっかりと進めていかなければならないということは重々押さえた対応をしていくように今後考えていきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

○11番（西田祐子君） 健診率を上げるということは、私はほかの病院と整合性をとる必要はないと思っております。実際に白老町は、はっきり言って健診率低いのです。さっき全道の中で101位、こう言っていましたよね。どんどんやらなければいけない。そういう努力をして、白老町が例えば国民健康保険、そういうようなものを扱っているようなところありますよね、事業所の方々、例えば商工会とか、それとか漁組さんとか、農協関係の方とか、また漁業関係ばかりではなくておか回りしている方々とか、高齢者大学だとか、国民健康保険を使っている人たちのところに行行ってPRするかということだと思っております。そして、その人たちが町立病院に来てもらう、ほかのところにも行ってもらう。申しわけないですけれども、29.4%、30%って言いましたっけ、先ほど課長、それが倍の60%を超えるというふうになったら、私は医療費もぐんと下がると思うのです、白老町の。町立病院も、そしてほかの医療機関も、申しわけないですけれども、そういう難しい患者さんではなくて、本当に健康な患者さんと言ったら変な言い方ですけれども、そういうようなまちづくりができるのではないかなと私は思うの

です。健診のことについては、もうちょっと積極的な努力を、病院はもちろんそうなのですが、健康福祉課、高齢者介護課、またそういうところも含めて、そして町民課、そういうところと連携を組んでぜひやっていただきたいと思うのですけれども、それでこの質問をこれで終わります。

○議長（山本浩平君） 畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） 健診率の向上の関係なのですが、確かに今西田議員おっしゃったとおり、向上するための一番いい方法といえば未受診者の方の自宅を訪問して勧奨するという方法が効果があるのかなというふうに私どもも認識しております。現在未受診者にどういう対策をとっているのかといいますと、そんな大きな対策とは言えないかもしれませんが、27年度から対象者40歳以上になりますので、40歳以上5歳刻みで、通常は1,300円かかるところを無料にしているとか、40歳、45歳、50歳とか、最後70歳までを無料化しているとかというようなことを昨年度から、今年度もやっているのですが、やり始めております。あと、当然文書でも受診の勧奨をしておりますし、あるいは電話、文書とか電話での勧奨も現在やっております。

その中で、最近データ受領、実際には特定健診のために行くのではなくて、通常通院しているときの特定健診の項目を、本人の了解を得てそれを特定健診をしたという形でみなすというようなのがデータ受領という形になっているのですけれども、そういうものも今町内の4医療機関で全て、当然町立でもやっていますけれども、ほかの3医療機関でも実際やっております。そういうことを含めて、受診率の向上については今後継続していきたいと思っていますし、これは当然町民課だけの問題ではなくて、ご存じのように3連携という形で医療、福祉というような形にもなってきますので、私どもも年1回ですけれども、3連携の会議も設けて、特定健診の状況とか、今後の受診率の向上を議論しているところでありますので、今後もその3連携の枠組みの中で受診率の向上に努めていきたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思っております。

以上です。

○議長（山本浩平君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 特定健診、特定保健指導は健康福祉課のほうを担当しておりますので、今町民課長がお話ありましたとおり、特定健診受けるのもそうなのですけれども、そういうデータ受領しながら、保健指導して重症化を防止するのがうちの課と思っておりますので、その体制づくりに努めてまいりたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

○11番（西田祐子君） 次に行かせていただきます。

2番目、子供の健やかな成長を支えるまちづくりについて。子供の健やかな成長を支えるということでOECD、経済協力開発機構が調査している子供の貧困率は、先進国加盟34カ国のうち16.3%と高い数字を発表されました。そこで、平成26年、子どもの貧困対策推進法が施行され、同年6月、子どもの貧困対策に関する大綱が策定され、子供の貧困の解決に向けた取り組みが進められております。北海道の貧困率は、47都道府県中、下から5番目です。また、平成26年度の全道の平均所得は275万9,000円ですが、白老町は233万6,000円で、42万3,000円少な

くなっております。また、このようなことから、子供の貧困、そしてそれから虐待、DV、いじめまで連鎖が続くのではないかと考えております。このような課題認識と対策についてお伺いしたいと思います。

①、生活保護受給者世帯数と人数、生活困窮者世帯数と人数について。また、そのうち高校生以下の子供がいる生活保護受給者世帯数と人数、生活困窮者世帯数と人数について。

②、過去10年間の就学援助と児童扶養手当受給者の推移について。

③、子供の貧困率をOECDの算出基準に基づき算出した場合の白老町の数値について。

④、生活困窮者の背景と実情をどう捉え、どのような観点から対応し、どのように解決するのか、まちの考え方について。

⑤、児童虐待の背景と実情、対応策と課題について。

⑥、室蘭児童相談所と対応した案件の実情と課題について。

⑦、DVの実情、防止策と課題について。

⑧、白老町の小中学校におけるいじめに関する校内調査について。

⑨、スクールソーシャルワーカーの配置状況と年間の対応件数、人数についてお伺いいたします。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 子供の貧困、虐待、DV、いじめについてのご質問であります。

1項目めの生活保護受給者及び生活困窮者の世帯数と人数についてであります。平成28年7月現在の速報値では、本町の生活保護受給世帯数は353世帯で、被保護人員は469人です。そのうち高校生以下の子供がいる世帯は28世帯、49人となっております。なお、生活困窮者世帯については、特定の世帯ごとの所得状況の把握は困難であるため、世帯数及び人員の把握はしておりません。

2項目めの過去10年間の就学援助と児童扶養手当受給者の推移についてであります。就学援助者については、18年度で小学生194人、中学生117人、合計311人、認定率19.9%、27年度では小学生164人、中学生106人、合計270人、認定率は26.6%となっております。児童扶養手当受給者の推移につきましては、10年前の18年度では受給者数が221人で、その後23年度までは増加傾向にあり、23年度は過去10年間で最高の260人に達しましたが、24年度以降減少傾向となり、27年度においては215人という状況であります。

3項目めのOECDの基準に基づく白老町の現状についてであります。子供の貧困率につきましては、厚生労働省が実施している国民生活基礎調査結果をもとに、その統計数値を活用し、OECD作成基準に基づき算出されているものであります。世帯ごとの所得や人員など貧困率を算出するために必要な情報の把握が容易ではないため、本町における貧困率は算出しておりません。

4項目めの生活困窮者の背景と実情、対応と解決策についてであります。本町においては貧困率を算定しておりませんので、保育料算定区分の非課税世帯及び就学援助に係る要保護、準要保護世帯に属する子を生活困窮世帯の子と捉えると、保育園の入園者296人のうち、非課税世

帯以下が59人で18.0%、そのうちひとり親家庭が38人で73.0%、要保護、準要保護児童生徒数の認定割合は270人で26.6%と経済的に厳しい家庭が多い状況にあります。子供の貧困に対する支援としては、所得に応じた保育料の軽減実施、ひとり親家庭への経済的支援などさまざまな支援はしておりますが、制度の活用がされるよう周知を徹底していくことが必要です。子供の将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、また貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、成長段階に応じた切れ目のない子供の生育環境や保育、教育などの支援を今後も図ってまいります。

5項目めの児童虐待の背景と実情、対応策と課題についてであります。本町における27年度の児童相談対象数は、身体的が3世帯3人、ネグレクトが10世帯25人、心理的が5世帯6人の合計18世帯34人となっており、近隣市町村との比較においては決して少ない数ではない傾向にあります。児童虐待が起こる背景には、家庭の養育環境や子供の心身の発達状況、親の心身の状況などさまざまな要因が複雑に絡んでいると考えられます。また、対応策としましては、発生日防、早期発見、早期対応、保護、支援のいずれも重要であります。子供を養育することに困難さを感じている家庭や虐待のおそれがある家庭などを早期に発見し、支援をしていくことが重要であり、子育て支援室を中心に関係機関と連携を図りながら未然防止に努めてまいります。

6項目めの室蘭児童相談所と対応した案件についてであります。27年度においては、ネグレクト傾向から身体的虐待に発展し、児童相談所との連携による対応が必要となるケースがありました。養育者はひとり親や親族の支援が得られていないなどの傾向にあり、関係機関が連携して支援体制をとっておりますが、このように支援が必要とされる家庭が支援を受け入れないで孤立化することを防ぐため、今後どのようにアプローチをしていき、寄り添いながら支援していけるのが課題であると認識しております。

7項目めのDVの実情、防止策と課題についてであります。DVの実情ですが、相談件数は24年度で2件、25年度が1件、26年度が4件、27年度はゼロ件となっており、相談者は全て女性で、家族構成は子供がいる世帯が3世帯、夫婦のみが4世帯となっております。防止策としては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に定められているとおり、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することであると考えております。課題につきましては、DVを受けている被害者の状況を的確に把握し、それぞれの被害者に合った対応をするため、今後とも北海道などの関係機関との連携を強化していく必要があります。

8項目めの小中学校におけるいじめに関する校内調査についてであります。町内の小中学校においては、白老町いじめ防止基本方針及び各校のいじめ防止基本方針に基づき、毎年5月と11月の2回、全町的にいじめ調査を行い、子供たちの悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりに取り組んでおります。また、これ以外にも実情に応じて複数回実施している学校もあります。

9項目めのスクールソーシャルワーカーの配置状況と対応件数、人数についてであります。本町では、20年度から国の活用事業としてスクールソーシャルワーカー1名を教育委員会に配

置し、いじめや不登校等の問題行動への対応に当たっています。27年度の対応件数、人数につきましては、不登校児童生徒への対応を中心に、小学生2名、中学生6名、計8名の児童生徒へ対応するため、家庭訪問140回、関係機関とのケース会議を6回開催しております。

○議長（山本浩平君） ここで一旦暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時06分

再開 午後 2時15分

○議長（山本浩平君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

○11番（西田祐子君） 子供の健やかな成長を支えるまちづくりについて、まず貧困について1から4までまとめてお伺いします。

東京都足立区は、小学校1年生の全世帯に協力を求めて貧困の実態調査を行い、その結果を報告しています。調査対象者は69校、5,355人、保護者の所得、学歴、公共料金の支払い状況、虫歯の有無など、子供の健康状態や食生活など詳しく調べ、国立育成医療研究センターに分析を依頼し、フィードバックし、課題を明確化し、早急に反映するようにしました。自治体が個人のプライバシーにまで踏み込んだ検査を行うのは非常に珍しいと思いますけれども、子供の貧困が見える化にした取り組みについてさまざまところで評価されております。白老町ではこれをどのようにお考えでしょうか、まずそこをお伺いいたします。

○議長（山本浩平君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 生活困窮ということで全体的なお話かと思えます。先ほど町長のほうよりご答弁させていただきましたが、現況におきましては課税状況というのが個人ごとということで、そこを世帯ごとにするためには労力がかかるということで、現状は行っていないという状況でございます。その中で、今議員がおっしゃられた取り組み、そこをどういうことかということになるかと思えますけれども、現段階では健康福祉課のほうで生活、就労といえますか、そういうところを担っているものなのですけれども、その部分に関しましては今の段階では取り組むという考えではないということをお話しさせていただきたいと思えます。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

○11番（西田祐子君） それでは、取り組まないということで、それはそれで結構だと思います。それはそちらの方針でしょうから、そこで今議論するつもりはないのですけれども、苫小牧市がことし6月議会で子供の貧困率が最大で24.1%、対策に力を入れるというふうに報道されています。全国平均的世帯の所得の半分、貧困ラインと言われている方々、未婚の家庭で暮らす子供の割合、これは苫小牧市では算出しましたけれども、白老町では先ほどの答弁では必要な情報の把握が容易でないため本町における貧困率は算出しておりませんとなっておりますけれども、必要な情報の把握が容易でないというのはどういう意味でしょうか。

○議長（山本浩平君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 先ほどもちょっとお話しさせていただいたのですが、今現状としてデータを持っているのは個人の課税情報というところですので、ここを世帯ごとに集約するためには労力と時間がかかるということで、現在においてはそこは数字的に把握していないという状況で答弁になっています。

〔「時間がかかる」と呼ぶ者あり〕

○健康福祉課長（下河勇生君） そうです。時間と労力がかかるということで、現在は押さえていないという状況です。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

○11番（西田祐子君） 私は、時間がかかるから押さえていないという考え方ではないと思うのです。そこは所得なので、税務課のほうの協力を得られれば、当然ほかの市町村も全てこういうものを計算するときにはその自治体の税務課と連携し、情報を共有してこういう実態というものをちゃんと調べていると思うのです。これは、担当課の健康福祉課もそうですけれども、税務課のほうではそういうことはできないのでしょうか、その辺をお伺いしてみたいと思います。

○議長（山本浩平君） 渡邊子育て支援室長。

○健康福祉課子育て支援室長（渡邊博子君） なかなか子供の貧困率を出すのは、今健康福祉課長も申し上げましたとおり世帯ごとの所得を調べたりとか、人数を調べたりとかということで時間を要する作業でございます。そこら辺につきましては、今後税務課とも相談しながら、本当に出せないものかどうかというのは検討していきたいと思います。また、道で今後子供の家庭環境調査を実施するということが報道されております。道の調査の結果も踏まえながらですが、今後本町における貧困の状況を把握してまいりたいとは考えております。

以上です。

○議長（山本浩平君） 久保税務課長。

○税務課長（久保雅計君） 世帯の中での課税状況につきましては、先ほど健康福祉課長が申し上げたとおり、世帯の状況を把握するのに、世帯数九千数百世帯ございまして、そのうち子供のいらっしゃる家庭をまたピックアップして抽出するというところでございますので、先ほど申し上げたように時間がかかることは間違いありません。ただ、協力を求められれば、税務課としてはできる範囲で協力のほうをデータの提供を含めさせていただきたいと思います。ただ、個人情報の問題もございまして、その辺しっかりと内部で確認しながらということになりますが、そのようなことでございます。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

○11番（西田祐子君） ぜひ協力してやっていただきたいなと思います。これは、白老町の貧困率が一体どうなっているのかということばかりではなくて、お一人お一人のお子さんたち、子供たちの生活の実態というものをきちっと把握するということがこれを調査することによつ

てできるのではないかなと思います。先ほども言いましたけれども、ことし零歳児の子供66人です。本当にそんなにたくさんいるわけではないのです。15歳未満の子供全部で1,440名ほどですから、本当に調べようと思ったら、大きなまちと違って小さなまちなので、調べることは可能だと思いますので、ぜひ調べて、一人一人の子供たちの貧困というものがどういうふうな状況になっているのか、ぜひそういうものを情報を共有し、その子供たちの貧困を解消するべくいろいろやっていただければと思って、まずお願いしたいと思います。

次に、ことし2月、政府が子供の貧困解消に新たな交付金として報道された創設したものがありません。地域子どもの未来応援交付金、住民や学校などを通じて支援のニーズを調査し、支援計画をつくった上で地域とのネットワークをつくるのが交付の条件となっております。補助は事業の2分の1、上限は400万円、計画策定費用に4分の3で上限は225万円、ネットワークづくりの費用が2分の1、上限が150万円、合計最大で775万円の補助がいただけるという、こういう事業なのですけれども、これの手を白老町では挙げているのでしょうか。これたしか平成27年度の補正だと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（山本浩平君） 渡邊子育て支援室長。

○健康福祉課子育て支援室長（渡邊博子君） その交付金につきましては、特に白老町で手を挙げているということは今のところございません。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

○11番（西田祐子君） 次に、政府のほうでは経済的に厳しいひとり親家庭、たくさんの子供いる世帯など、自立支援策及び児童虐待防止対策の施策の方向性を取りまとめ、年末をめどに財源確保も含めた政策パッケージを策定する予定であります。白老町は、その準備はできておりますでしょうか。

○議長（山本浩平君） 渡邊子育て支援室長。

○健康福祉課子育て支援室長（渡邊博子君） まず、子供の貧困対策については、現状把握することがまず一番大事なことであります。まだ現状把握というのは正確にはされていないところがございますので、まずその現状把握を行った上で、どういう支援が必要なのかということを検討した上でそういう取り組みを進めていきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

○11番（西田祐子君） そのとおりだと思います。先ほど質問しましたように、子供の貧困率というものを各課と連携してその実態をつかんで初めて計画とかいろいろなものができるものだと思いますので、北海道でつくっている北海道子どもの貧困対策推進計画、これ27年から31年までの中でどのようなことをやるか、これ市町村と北海道と国と協力体制を持ってつくってやっていくと、そうした実効性を国は非常に求めていますので、ぜひ早急に実態調査をして計画をつくっていただきたいなと思います。

その上で、昨日も議論がされました。吉田議員の質問の中でありましたけれども、経済的に厳しい人たちに食品ロスを活用したフードバンクや地域の子供食堂、こういうものが議論され

ました。生活環境課長は、福祉サイドと連携、協力しながら今後研究したいと前向きな答弁をされておりましたが、私はすぐにでもできる有効な施策だと思っております。地域の子どもの未来応援交付金の対象にもなり得る事業計画だと思っておりますけれども、健康福祉課、高齢者介護課、子育て支援室ではどのようにお考えなのか。まず、地域子供食堂といいますけれども、実際に子供ばかりが食べるわけではないのです。福祉、高齢の方とか障がいを持っている方々、今実際に白老町でやっている、はあもにいさんでやっている月1回の地域食堂、ああいうものを活用して子供の食堂とか、それから昨日も話が出ましたが、企業の方々と連携して、CSRというのですか、そういうものを活用して環境問題としてそういうものを扱っていく、これは白老のまちの中でもできる対策だなど思うのですけれども、この辺についてのお考えを伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 渡邊子育て支援室長。

○健康福祉課子育て支援室長（渡邊博子君） 子供の貧困の問題を含めまして、生活困窮者の食の確保の問題だと思っておりますけれども、ことしになりまして子供食堂やフードバンクの取り組みが全国的に広がっているのは認識しております。道内においても、生活支援に取り組むNPO法人などが実際に事業を実施しております。まずは、先ほども申しました本当に今白老では何が必要になっているのか、そのような検証をした中で、必要に応じて支援を関係課、また関係団体とも連携して実施するかどうか検討していきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 生活困窮者対策としてのフードバンクかと思っております。昨日生活環境課長のほうから答弁ありました。受け取る側、企業、行政ということで、食品ロスの観点から必要かという答弁だったと思っております。生活困窮の立場としましては、現在例えば道のほうの事業であるのですけれども、生活相談を受けた場合に緊急に要する場合にはフードバンクを使った中で食品を提供するような形になっておりますので、それはそれとして、今子育て支援室長が言いましたその分は研究課題として考えていきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

○11番（西田祐子君） 次に、児童の虐待について伺います。要保護児童対策地域協議会を市町村のネットワークとして位置づけ、全市町村への設置と積極的、効果的な活用を期待しているとされておりますけれども、白老町の協議会の関係者とはどのような会議を年間どの程度開催されていきますか。また、法務省の人権擁護委員の方々の役割はどのようなものがあるでしょうか。

○議長（山本浩平君） 渡邊子育て支援室長。

○健康福祉課子育て支援室長（渡邊博子君） 要保護児童への適切な保護を行うために、白老町でも要保護児童対策地域協議会というものを設置しております。構成メンバーとしましては、児童相談所や保健、医療関係、あと教育関係、警察、法務局や人権擁護委員の方がなっております。その中で人権擁護委員につきましては、例えば今家庭や学校で困っているときに出す子どもの人権SOSミニレターとか、専用の相談電話なんかを設置して、直接虐待を受けた子供

たちが相談できる機関の一つとして機能しております。その機能もいろいろ活用しまして、関係機関とも連携しまして今後も児童虐待には対応してまいりたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

○11番（西田祐子君） この協議会の年間どのような回数というのがちょっとなかったのですけれども。

○議長（山本浩平君） 渡邊子育て支援室長。

○健康福祉課子育て支援室長（渡邊博子君） 申しわけございません。

要保護児童対策地域協議会ですが、代表者会議としまして年1回開いております。また、必要に応じてケース会議というものを随時行っております。

以上でございます。

〔「年間どのぐらい」と呼ぶ者あり〕

○健康福祉課子育て支援室長（渡邊博子君） 代表者会議は年間1回、ケース会議はその都度必要に応じてということです。それで、昨年度の実績でいきますと15回行っております。

以上です。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

○11番（西田祐子君） 児童虐待についての保護者支援プログラムには、コモンセンスペアレンティング、またはペアレントトレーニングと、何か口の回らないこういうのが非常に有効的だというふうにされているのですけれども、ただ、この専門的な指導員が日本の国ではまだ少ないし、北海道でもなかなか、大きな町村に行ったら結構いらっしゃるけれども、そうでもない。ただ、白老にはたまたまお助けネットの子育て講座とかしてくださる、そういうすばらしい人材がいらっしゃるのですけれども、コモンセンスペアレンティングとか、また子育て講座とか、こういうものはどういうふうにも活用されていらっしゃるのか、もし具体的な例があったら伺いたしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 渡邊子育て支援室長。

○健康福祉課子育て支援室長（渡邊博子君） コモンセンスペアレンティングにつきましては、まだ具体的な取り組みというのはされていないかと思えます。子育て講座につきましては、年2回、子育て講座というものは実施しております。そのほかに、例えば就学時の知能検査の日に保護者を集めて家庭教育講話を行ったりとか、あとはその都度要請があれば家庭教育支援チームのメンバーが出向いて講座を行ったりとかということをしております。

以上です。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

○11番（西田祐子君） 児童の虐待についてはこれで終わりたいと思えます。私は、町長、白老町は数的にはそんなに少ないと言えないと思っております。子育て講座とか予防対策のためのこういう勉強会、もうちょっと回数をふやしていただいて、一度だめになってしまった親子

関係を修復していくための勉強も必要ですし、その前の予防策ということに対してももう少し力を入れていただくと、今度学校に行ってからというのですか、就学してから子供たちが落ちついて暮らしていける。それが結局学力の向上にもつながっていくしと私は思っているのですけれども、その辺をぜひお願いしたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本浩平君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） 本町における今さまざまな貧困の関係だとか、それから虐待の関係だとか、そういうふうな実態の中では、決して楽観視できない部分というのは多分にある状況だというふうには認識をしております。そういう中で、ではその対策が薄いのかということからいえば、決してその点から見て私はそんなに手だてが、対策がおくれているだとか、それから足りないだとかというふうなことはないだろうというふうには認識しています。それが十分か、十分でないかというふうな捉え方はあるかと思えますけれども、子育て支援の部分についてはさまざまな面でのメンテナンスというか、対応はしてきているのではないかというふうには押さえています。そういう中であって、さらに最初に言ったように子育て環境をもっともっとしっかりとしてつくり出していかなければならない。これは、今後の人口減の対策も含めて十分そこにかかわってくるわけですから、それはしっかりやっていかなければならない。そのために、今議員のほうからご提案をいただいたような子育て講座含めて、親力というか、子育て力、また親だけではなくて子供自身がみずから育っていく、その子供力というものも十分育てていかなければならない。そういう対応は各段階ごと、各機関、そういうものを利用しながら十分対応は図っていきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

[11番 西田祐子君登壇]

○11番（西田祐子君） 副町長、力強い答弁ありがとうございます。ぜひ期待しておりますので、お願いいたします。

次に、DVの実情について伺います。配偶者からの暴力は、それを見て育った子供にも影響を与えられていると言われております。教育現場ではそれをどのように対処されていらっしゃるのか。

2点目に、苫小牧において来年度日本女性会議が開催され、苫小牧市男女平等参画基本計画の第3次計画策定に配偶者からの暴力防止を織り込む予定になっております。白老町としては、この日本女性会議開催されるに当たってどのように白老町として対応されるのか、どのようなお考えを持っているのか。

この2点をお伺いします。

○議長（山本浩平君） 岩本学校教育課長。

○学校教育課長（岩本寿彦君） 配偶者のDVでの教育現場での対応と申しますか、そちらのほうでございますが、配偶者のDVというよりは、むしろデートDVということで、毎年中学校2年生を対象に性に関する講演会といったものを実施しております。その中で、性に関する講話ということなのですけれども、その中で一部デートDVといったものについては話として触れていただいて、生徒のほうに講演をいただいているというような状況でございます。

○議長（山本浩平君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） DVという概念自体は、保護者が配偶者にといい保護者同士の間のことになろうかなというふうに思います。今特に子供とのかかわりでいえば、親が保護者同士で父親が母親に暴力を振るうという、その現場に子供が立ち会うことでさまざまな精神的な傷を負う、そういうのは虐待の部分で心理的な虐待というようなくくりの中で学校では押さえておりますし、また親が直接子供に暴力を振るうというような場面においては、DVではなくて、これは身体的虐待というようなくくりで捉えておりますので、直接的に学校においてDVにかかわって子供がどうだ、こうだということではございません。間接的に受ける影響、あるいは身体的な部分については先ほど申し上げたようにDVというくくりではなくて身体的虐待という押さえてございます。

以上です。

○議長（山本浩平君） 山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） 苫小牧市で開催されます日本女性会議の関係でございます。これにつきましては、当然ながら日本全国から男女共同参画の件で苫小牧市に集まるということで、隣町ということで、いろんな部分で会議等も開かれて、うちもそれについての会議について参加しているところもございます。それで、今後具体的に日程が詰まってきたら、協力できるところについては隣町ということもありますので、協力もしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

○11番（西田祐子君） 日本女性会議についてなのですけれども、すぐ隣ですから、町民の方々も関心を持っていただくように私はするべきだなと思うのです。今何だかんだ言っても、一億総活躍だとか女性が輝くとかって、テレビでは聞くのですけれども、実際に自分たちが肌で感じるということは少ない。こういう機会に町民の方々も触れ合って、意識啓蒙を図っていただければありがたいなと思いますので、ぜひ町民にもPRしてそういう意識啓蒙に頑張っていたいただければと思います。

最後になりますけれども、いじめについて伺います。いじめの調査は具体的にされていると思うのですけれども、小学校、中学校、地域ごと、もし特徴とか傾向とかあれば、それをお伺いしたいと思います。

2点目、スクールソーシャルワーカーのことなのですけれども、スクールソーシャルワーカー、先ほど聞きましたら1名を教育委員会に配置と書いているのですけれども、27年度は不登校児、小学生2名に中学生6名、8名に対して児童生徒への対応に家庭訪問が140回、関係機関とのケース会議を6回、こういうふう書いております。しかしながら、平成27年度予算では29万9,640円、これ1日5時間、59日、295時間、これは決算書に書いてあった数字なのですけれども、これが計算されていないです。そして、140回家庭訪問と6回のケース会議をしますと1回に約2時間程度、そうなってくると報告書の作成とか考えるとスクールソーシャルワーカーの方が本当にこれで十分なのかどうなのか、非常に私は疑問を感じるのですけれども、これについてはもっときちっとスクールソーシャルワーカーの方を配置する必要があるのでは

ないかと私は思います。これは最後になりますので、学校の先生方がいじめの問題とか、今まで出てきた問題全部ありますよね、貧困から始まって、虐待、家庭の問題、そういうもの全部含めて先生方が本当に忙しい中でコミュニティ・スクールも来年度から始まる、そして学校をプラットフォーム化すると、そういう中で実際にスクールソーシャルワーカーの方にしっかり仕事していただいて、学校の先生は学校の先生できちっと子供たちの教育に力を注いでいただきたい、私はそう思うのですけれども、ここにスクールソーシャルワーカーの方もうちちょっと予算をつけて、来年度の予算ですけれども、町長、ぜひふやして先生方がしっかり子供たちに教育をできる環境づくりをしていただきたいと思います。

私の最後の質問とさせていただきます。

○議長（山本浩平君） 岩本学校教育課長。

○学校教育課長（岩本寿彦君） まず、いじめの状況についてでございます。昨年度平成27年度のいじめの認知件数といたしましては、まず小学校で13件、中学校で10件、合計23件というふうに認知してございます。それで、傾向といたしましては、まず小学校のほうではやはり仲間外れ、それと友達から無視をされたというようなことで、また中学校のほうではネット等による悪口などの書き込みといったものでのいじめというような傾向がございます。

それと、スクールソーシャルワーカーの件でございますが、確かに家庭訪問140回ということでございますが、こちらにつきましては基本的に週2回勤務をいただいております。それと、家庭訪問140回の中には、実は課題のある家庭のほうに訪問するというので事前に連絡をしてから家庭のほうに訪問するのですけれども、行ったら誰も不在だったというものも件数として数えておりますので、140回ということではちょっと件数が多くなってございます。こちらのほうにつきましては、集計の仕方というものはちょっと見直しをかけているというような状況でございますが、実態としてはそういう状況でございます。

以上です。

〔「1回は1回だと思います」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） スクールソーシャルワーカー、SSWというふうなことで言うのですけれども、今課長のほうから学校での実態というか、教育委員会の中における実態については話されました。今実際的にいじめそのものの対応をSSWがしていくかということよりも、その家庭が持っている困り感というか、そういうものをどうするかというふうなあたりでの対応が主たるものなのです。ですから、そういう意味では、ここにその対象の人数が出ていますけれども、対象の人数はある程度限られてくる人数でありますので、十分その中での対応は、確かにもっと人がいればもっともっと違った意味での対応の仕方があるのだらうと思うのですけれども、それが満足いかないような対応になっているかということ、そういうふうなことではないというふうに見ております。ですから、今国からの補助をもらいながらやっている一つの事業というふうなことなのですけれども、十分関係機関との連携を図っていく、地域の民生委員児童委員との対応も含め、それからもちろん学校との対応も含めてなのですけれども、そういう連携を図っていくことによって子供たちとの関係、それから家庭との関係の改善というふ

うなことは図られていくというふうに、今まで見てきてそういうふうに思っております。ですから、今急にこれにプラスアルファ、もう一人だとか、もう二人だとかというふうなことは今の段階ではちょっと待ってもらってもいいのではないかなというふうな認識でおります。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

○11番（西田祐子君） 私はもうちょっとふやしてほしいなと思った理由の一つに、先ほど言いましたけれども、行ったらいかなかったと、そういう部分って多分そういう人だから問題が生じるのだと思うのです。それが結局ソーシャルワーカーの人たちにとってももうちょっと時間を、ゆっくり話を聞いてやれる、帰ってくるまで待ってあげられる、そういう時間もあってもいいのではないかなと思ったので、私はもうちょっとと、そういう意味です。ですから、そのソーシャルワーカーの方が忙しくてできないとか、そんなのではなくて、相手がそうなので、それを待ってあげられる、寄り添ってあげられる。甘やかしてはいけないのかもしれないけれども、でもそういうようなものがあってほしいなと思ったので、そういうふうに言わせていただきました。

以上でございます。

では、終わります。

○議長（山本浩平君） 回答はよろしいですね。

○11番（西田祐子君） はい、結構です。

○議長（山本浩平君） 以上をもちまして11番、西田祐子議員の一般質問を終了いたします。引き続き、一般質問を続行いたしたいと思えます。

◇ 本 間 広 朗 君

○議長（山本浩平君） 10番、本間広朗議員、登壇願います。

〔10番 本間広朗君登壇〕

○10番（本間広朗君） 10番、本間です。地域振興について6項目、町長に伺います。

1つ目、農林水産業の振興について。

①、農林水産業の担い手の現状について。

②、新規就農者と町内農地の現状について。

③、マツカワ、ウニ、ナマコ等の栽培漁業による漁獲量及び漁獲高の推移と今後の展望について。

2つ目、6次産業化への新規参入と特産品開発の現状について。

3つ目、しらおいブランド認定制度の進捗状況について。

4つ目、町内ホテル、旅館等の閉鎖、休業の状況と今後の見通しについて。

5つ目、商店街の活性化が課題になっているが、活性化に向けた方策について。

6つ目、道の駅構想の進捗状況について伺います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 地域振興についてのご質問であります。

1 項目めの農林水産業の振興についてであります。

1 点目の農林水産業の担い手の現状についてですが、農業分野ではとまこまい広域農業協同組合の取りまとめで申し上げますと、後継者がいる農家は約3割となっており、水産分野ではいぶり中央漁業協同組合の組合員総数から青年部員数の比率で申し上げますと漁家は約2割となっている状況であり、各分野の実態として担い手対策が必要と捉えております。なお、林業分野においては、正確な数値等の把握ができておりません。

2 点目の新規就農者と町内農地の現状についてですが、新規就農者は平成23年度より畑作で4名、畜産では24年度より1名となっており、町内農地の現状ではこれまで畜産業が中心であり、ほとんどの農地が採草放牧地であります。近年畑作農業が進出し、本町では新たな取り組みが展開されたことから、今後の離農者が発生するなどの対策において有効な手段として捉えております。

3 点目の栽培漁業による漁獲量及び漁獲高の推移と今後の展望についてですが、マツカワは18年度から放流事業を実施しており、順調に回復して27年度では約13トンの漁獲量を記録したところであります。ウニ及びナマコなどの潜水漁につきましては、スケソウ漁やホッキ漁などの合間に行うことから漁獲量に差が生じ、ウニにつきましては過去5年間で約5トンから9トンの範囲で推移し、ナマコは約1トンから2.7トンの範囲で推移しており、今後も関係機関と協議しながら継続して取り組んでまいります。

2 項目めの6次産業化への新規参入と特産品開発の現状についてであります。昨年度の実績として、国の交付金を活用した青年畜産農家創業支援事業で若手農業者が主体となり会社法人を設立し、東川町などの道内自治体や専門機関と連携し、白老牛を活用した特産品開発に取り組んでおり、ハンバーグやホルモンなどが商品化されたところであります。今後も白老牛などの農産物や水産資源を活用した特産品開発については町内生産者や販売加工業者等で取り組まれていることから、町として可能な支援を検討してまいります。

3 項目めのしらおいブランド認定制度の進捗状況についてであります。現在制度構築に向けて専門家のアドバイスをいただくため、委託業務の発注準備を進めております。今後は、関係団体等の意見をいただきながら、地場製品のブランド力強化と消費拡大が図られる制度となるよう取り組んでまいります。

4 項目めの町内のホテル、旅館等の閉鎖の状況と今後の見通しについてであります。近年閉鎖した主要なホテルとしましては、虎杖浜、竹浦地区に2件、白老地区1件と捉えております。再開などに向けた今後の見通しにつきましては3件とも未定であります。引き続き関係者からの情報収集等に努めてまいりたいと考えております。

5 項目めの商店街の活性化が課題になっているが、活性化に向けた方策についてであります。大町商店街を初め、全町的に閉店、廃業する商店がふえており、その要因としては店主の高齢化、後継者不足、景気の低迷などと捉えております。そのため、町内の消費喚起を図るプレミアムつき商品券発行事業や昨年度から空き店舗活用・創業支援事業を実施したところであります。

6項目めの道の駅についてであります。進捗状況としましては、民間関係団体において道の駅の設置に関する開設検討準備会を設け、町への提案に向けてアンケート調査や勉強会を実施し、今月中に準備会としての提案書をまとめたいたいの意向を伺っております。このことから、この提案書の内容を踏まえた中で、地域産業の振興の観点からその必要性や設置の可能性、実効性について検討したいと考えております。

○議長（山本浩平君） 10番、本間広朗議員。

[10番 本間広朗君登壇]

○10番（本間広朗君） 本間です。農業、林業もそうなのですが、水産業の振興を進めることにより経営の安定化、収入の増、事業の拡大、そして従事する方がふえることにより地域の活性化と人口減少に歯どめをかけることにつながる大切な産業でもあると思います。1次産業はまちの基幹産業だということは言うまでもありませんが、担い手不足により1次産業が衰退することはあってはならないと思います。そこで、担い手を安定的に確保しなければならないと思いますが、農業、水産共通の課題は何か。農業と漁業の違いはあるのか。今後担い手、当然高齢化、人口減少、経営悪化も考えられると思いますが、担い手の確保は今後難しくなると思いますが、まちの認識と担い手確保の方策、わかればお願いします。

○議長（山本浩平君） 本間農林水産課長。

○農林水産課長（本間 力君） 担い手対策の全般ということでございます。まず、共通の課題という捉えでいきますと、まずは人口減少から後継者がいないというような共通な課題ではあるのですが、それぞれの農業、水産業の上ではいろんな角度で取り組むべき対策というものは違うかなと。当然それぞれの関係機関の中、強いて言いますと漁業でいけば漁組さん、それから農業でいけば農協さん、それぞれ広域化もしておりますし、白老町、虎杖浜地区、または農業に関しましては白老エリアの中、または胆振管内というような取り組みもありますので、いろんな角度で実態把握も努めてやっていかなければいけないと思います。

今時点で取り組んでいる状況のお話しすれば、まずは1つには地域おこし協力隊という取り組みが1つ言えるのかなと思います。ただ、まだことし始めたばかりの畑作でございますし、昨日の質問の中にもございましたが、もっともっと1次産業分野でこの3年という期間の中でそういった起業、または仕事に従事できるかどうかという見きわめを含めて取り組むべきというふうには思っております。また、この担い手という部分でいけば、胆振管内、農業でいきますと広域農業の中で農業振興対策会議というものを設置しております。各自治体でも担い手という部分ではそれぞれの事情を持った中で問題意識されていますが、その自治体ごとの諸事情もございますので、ことしも重点項目として取り組んでおります。ただ、どういうふうこれから持っていくかというのはまだまだまとまって一堂に会してということはないのですが、例えばそういった担い手フェアというものが首都圏で開催されているものがあります。そういうところに出れるかどうか、出る意識もあれば、またそこはまだまだいろいろと予算もかかりますのでということもありまして、実現はまだまだ遠いかもかもしれませんが、そういったところだとか、あとは大きくは本町の今取り組みでいきます酪農学園大学の研修の受け入れを行っております。大きいところでは、北海道の農業従事者をもっともっと育てるという意味で、そ

れが1つには地元に戻り始めるような、白老町に定着するような期待は持てるかなと思っています。これは、実現する上では非常に時間もかかるころなのですが、1つには即効性あるもの、または時間かけて取り組むべきものという捉えで今後とも検討してまいりたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 10番、本間広朗議員。

〔10番 本間広朗君登壇〕

○10番（本間広朗君） 本間です。切れない担い手、持続可能な担い手を進めるといふか、ぜひ取り組んでいただきたいと思っております。

ちょっと町長の答弁で気になったところがあるのですが、林業分野、これ何か正確な数値押さえていないというような答弁がありました。林業に関して余り、答弁といふか、余り考えていなかったのですか、このところお知らせをお願いします。

○議長（山本浩平君） 本間農林水産課長。

○農林水産課長（本間 力君） 林家という捉えでいきますと、2010年だったと思うのですが、経済センサスの中で百戸戸というような抑えはあるのですが、その数というのは実際林業に従事しているというよりは山林を所有している方で、主たる生計を主に行っている方という捉えではないところもございまして。林業従事となりますと町内でいきますと企業さんが中心でございまして、その中できちっとした林業分野の中で企業さんの中、またきのうも申し上げましたけれども、森林組合さんなどで取り込まれる部分の従事、技術者の確保だとか、そういった観点での林産業分野、また特用林産というキノコ栽培がここは大きく生産単価が高いところありますが、林業分野の中でも水産業、農業という分野でいきますとなかなか捉えづらいつころがありまして、町長さつき答弁で申し上げたとおり、なかなか把握ができていないという現状でございまして。

○議長（山本浩平君） 10番、本間広朗議員。

〔10番 本間広朗君登壇〕

○10番（本間広朗君） 本間です。実は、林業について後でちょっと言おうかなと思つたのですが、先月の末ころ、林業施業の勉強会といふのに行ってきました。8月の末です。これ胆振の振興局の森林部といふか、森林室の方が見えまして、いろいろ白老のといふか、虎杖浜とか白老含めてそういう勉強会があるといふことで参加したのですけれども、確かに今言われたように、山は持っているけれども、植林とか森の更新とか、そういうのは全く行われていない。道は、そういうような森をちゃんと植林をして再生して、題目は未来につなげる森林といふような言い方していますけれども、そういうようなことでぜひここでできないかといふようなことをいろいろ、講演ではないのですけれども、お互い自由にしゃべれる場だったので、お聞きしました。そうすると、白老町内、来る方がほとんどいなかったのです。忙しいといふものもありますけれども、今言つたように林業専門にやっている人はどのくらいいるのかなと僕も思つたのですけれども、ここで今正確な数字わかつていないよと。

ただ、振興局の人たちは、もちろん国有林、町有林、民有林といふか、企業の持っているところもあるのですけれども、今言つた個人の人たちに向けて山をもつと植林をしてやりません

か、補助率幾らですよとか、そういうお話だったのです。ですから、例えば小さい山しか持っていない、ちょっと話あれですけども、小さい山を持っていても共同でその山を管理というか、植林とか何かそういう事業をやろうとしたら、それも可能なですよとか、いろんなできやすい方向で山を育てていくというか、そういうお話だったのです。すごくいい話だなと思って僕も聞いていたのですけれども、ただ町内の人たちの森に対する意識が低いというか、たまたま先祖から受け継いだものをそのまま吹っ飛ばしておくとか、そういう感じだったので、本当にこれから植林、造林して、白老の森林業というか、携わる人はいない。やらないというか、それも個人で1人、例えばサラリーマンやっていて、植林、植えたから林業やりますというのならいいのですけれども、そうではなくて、補助を利用して植林して、雇って、そういう事業費とか植林したときの費用は九十何%とか、そういうのがいろいろあるので、そういう補助を使って例えば個人で持っている山の人たちが植林、今例えば私が植えたとしたら子供たちとか孫とかに受け継がれていくのであって、当然収入にもなると。その補助を利用すれば、例えば木を切ったお金で補助金の少ない分を補って、余りお金がかからないように、大規模になったら当然融資というのは必要になりますけれども、そういったやり方もあるのだという。必ずしもトドマツ、エゾマツ、カラマツ、そんなのでなくても、そんなのと言ったらあれだけでも、そういうのでなくてもいろんな木、植える木によっても補助率違うけれども、そういういろんな木植えられるのだよという、そういう講演を聞いてきたので、まちも林業、これから確かに国有林、民有林というか、そういうところも必要かもしれないですけども、近くというか、山をきれいにと言ったらあれだけでも、山が荒れるというか、荒れてくるに任せるのではなくて、そういう意識のある方、そういう方にまちとしても動いて、植林というか、森林業、そういうことを訴えていってもいい時期なのではないかなと思って、その辺のところもし押さえがあれば伺いたいと思いますけれども。

○議長（山本浩平君） 本間農林水産課長。

○農林水産課長（本間 力君） 確かに民有林問わず、町有林も含めて更新事業というものは、水の涵養であったり、災害等の対策、または動物等、そういった部分のもの、そういった環境整備していくことは重要というふうに捉えております。担い手の部分で先ほど来から申し上げているとおり、補助金という一つのメニューとすれば、先ほど本間議員がお話ししたとおり、7割程度、若干これは年々減っているという現象もあるのですが、そういった部分を用いて間伐等を行った中で、木の売り払い、これが補助金を充当しなければ採算ベースがとれていないというここ近年の現状でございます。そういった部分でいけば、個人で山林を所有している方でいけば、地元森林組合さんのお力をかりて山林所有者と密に更新事業の取り組みを今後中長期的に図りながらそういった取り組みがなされていくことは重要だと思います。町としても、そういったところにきちっと情報収集、情報共有しながら必要な措置を講じていきたい、または、支援があれば取り組んでいきたい。私も4月から来たばかりということで、済みません、全体把握がまだまだなのですが、森林の更新事業は10年、20年、100年単位の中で定期的にやっっていかなければいけないと、その中で町としてもその取り組みをきちっと前進できるように対応を考えていきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 10番、本間広朗議員。

〔10番 本間広朗君登壇〕

○10番（本間広朗君） 本間です。新規就農、町内農地の現状なのですが、新規就農、新規参入、いろいろ23年度で畑作4名、これふえつつあります。今後もいろいろ農地の整備等々をすることにより、畑作含めていろんな農家がふえていくと思いますが、今まで白老、産業厚生常任委員会でもビニールハウスで農家を始めたところとかいろいろ視察してきましたが、そのほかと言ったらあれですけども、現在までにとりか、それ以降相談件数というか、ここで農業をやりたいのだとか、例えば畑作、畜産でもいいのですけれども、そういうような相談があったかどうか。本当に新規就農というか、新規参入まで考えているというか、そういう相談を受けたかどうかお聞きします。

○議長（山本浩平君） 本間農林水産課長。

○農林水産課長（本間 力君） 実現には至ってございませんが、産業厚生常任委員会で視察等をいただいた部分が実績としてなるのですが、相談件数に関しましては、済みません、細かい数字は押さえ切れていないのですが、ことしは大きく時間をかけて畑作等の候補地を探して、数週間かけて町と関係者で対応した件数でいけば大きくは1件と。細かい話でいきますと、畜産をちょっとやりたいということで、全く素人の方なのですが、地元の生産者の方に畜産、牛の生産者の方をお願いして従事をさせていただいて、今後就農ということで検討していただいた方とかいらっしゃるの事実です。残念ながら今後の展開としてはまだまだ実現には至っていないという状況でございます。

○議長（山本浩平君） 10番、本間広朗議員。

〔10番 本間広朗君登壇〕

○10番（本間広朗君） 農業経営基盤強化促進基本構想というのが24年、そして近々に26年に出ているのですけれども、24年度版には新規就農は出ているのですけれども、具体的には書いていない。26年度の構想には新規就農の目標値が出ているのです、2名。これはやっぱり画期的なこと。毎年2名を目標にすると出ているのです。今聞くと、なかなかそこまで至らないと。では、この2名を目標に向かって獲得するには、今の状態ではなかなか来てもらえないというか、当然そのためには農地の整備、昨日もありましたけれども、いろんな暗渠とか入れてどうのこうの、農地の整備しなければならないと思いますけれども、当然そのためには予算も出てきます。恐らくって、聞けばいいのですけれども、支援体制がどこまでやれるのか、当然お金のかかることですから、全部補助金でできるとは限らない。その辺お金というか、資金も要ると思いますので、その辺のところをまちとしてどのように、農地の現状とどのように考えているのかお聞きします。

○議長（山本浩平君） 本間農林水産課長。

○農林水産課長（本間 力君） まず、議員のお話しされておりました農業経営基盤強化促進基本構想、26年4月に改定させていただいています。これは、ご承知のとおり、国の法律、指針に基づきまして我々まちとして定めているものでございます。基本お話しいただいたように、支援体制という意味での一つの手段といいますか、メニューとしまして国が今一番大きく捉え

ているのは、やっぱりT P P関連の対策事業として農林水産省がメニューを受けている。これがある程度この基本構想の中で取り組みメニューというふうに位置づけられると思いますが、1つにはこの構想の中で目標設定も1つなのですけれども、農業の適正な経営、農地の状態だとかを踏まえた中で就農に当たるまでの設備投資のくくりだとか、そういったものを定めさせていただいています。そういった部分をきちっと適正にチェック等をしまして就農いただくのですが、実際そこの部分が1つには大きく国の予算ありきというふうにはなってしまいますけれども、これを中心に組み込む形で担当課としても考えております。また、認定農業者という位置づけになれば、スーパーL資金等の融資を受けられる制度であったり、いろいろな入り口の段階では普及センターに営農計画を立てていただくような流れだとか、または先ほど来出ている担い手の部分でいけば農業公社等でも担い手センターを受けております。そういった入り口の中で、本町としてもいろんな角度で支援等を考えていきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 10番、本間広朗議員。

〔10番 本間広朗君登壇〕

○10番（本間広朗君） 本間です。新規就農、町内農地、大体理解しました。

それで、大変申しわけないのですが、農業経営基盤強化、この一番最初にちょっと気になった文言があったので、言っていないかどうかあれなのですけれども、この地域の特徴として、気候面では通年温暖な海洋性気候ではあるが、雨量が多く、夏には海霧が発生して、開花作物には不適である。土壌は有珠山系火山灰であるため畑作に適さず、畜産が主体であるとなっているものです。これから畑作来て、多少気候によってはその年違うかもしれませんが、これから畑作やろうとして、畑作に向かないとか、そういう文言は何かもうちょっと整理して、白老の商業・観光振興計画ですか、あれには畑作何件で今頑張っているよというような言い方しているのですけれども、国のあれだからといっても、どこかのまちの文言と同じようなものをかりてきてやるのではなくて、白老らしい農業のあり方というか、そういう文言を考えて、もう少し希望の持てる文言に変えていただければと言ったらあれですけれども、ぜひお願いしたいと思っておりますけれども、まずその辺。

○議長（山本浩平君） 本間農林水産課長。

○農林水産課長（本間 力君） 済みません、農業分野の中で26年9月の段階で更新した中ですが、いずれにしても当時火山灰地の中、水抜けはいいのですが、やはり土壌的には作物の非適というようなイメージがあったものが従前から続いていたということでございますので、その辺は実績として今徐々にですが、ふえておりますので、ちょっと前向きな形の表現で次回の更新には入れさせていただきたいと思っておりますので、ご理解ください。

○議長（山本浩平君） 10番、本間広朗議員。

〔10番 本間広朗君登壇〕

○10番（本間広朗君） 済みません、余計なあれですけれども。

マツカワ、ウニ、ナマコの栽培漁業に関してですが、この栽培漁業の振興は今後国立アイヌ民族博物館の開設に伴い、交流人口がふえ、ホテル、旅館、レストランでの需要が見込まれます。マツカワ、ウニ、ナマコは高級魚、珍味などで重宝され、今後さらに需要が見込まれ、そ

れらに対応できる漁獲量を確保できる事業にしなければならないと思います。ほかにアワビ、ホッキの放流により町内沿岸部に豊かな漁業資源をつくり、漁家経営の安定に向けて取り組まなければならない事業であると思います。それで、この事業に対してまちは強力に支援を進めていただきたいと思います。

これは答えはいいのですが、まず1つ懸念するというか、今後のことなのですが、マツカワの価格が、平成18年に放流したということになっていますが、当初は3,000円くらいだというお話を聞いていました。今恐らく3分の1というか、1,000円くらいになっています。これ僕よくヒラメと比較するのですが、本当にヒラメに劣らないというか、同じくらいの価値のあるものだと思っています。そこで、今価格どういふふうになっているのか。水揚げは今聞きましたけれども、水揚げと価格、水揚げはいいのですが、価格がどうなっているのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 本間農林水産課長。

○農林水産課長（本間 力君） 昨年の平均単価でいきますと白老、虎杖浜、白老地区の平均でございますが、1,163円ということで、平均値でいきますと過去やはり下がっております。ただ、議員もご承知だと思うのですが、マツカワの産卵時期等の春先のお値段とこれから冬場にかけての身の締まり方というのですか、そういう意味で比較的量のとれる、とれないのバランスもあるのですが、どうしても通年の中で単価が変わってくる傾向あるのです。全体量で想定した場合には1,163円ということで、時期的な部分でいけば2,000円以上に高くなるケースもございますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 10番、本間広朗議員。

[10番 本間広朗君登壇]

○10番（本間広朗君） マツカワに関しては、えりも以西、王鰈としてブランド化されていると思いますが、まちなPRというか、PRで値段が高くなるかどうかはわかりませんが、なぜ上がらないのかというか、上げるにはどうしたらいいか。PRも兼ねて、PR方法どうなっているのか。えりも以西ずっとなので、水揚げしていると思うのです。そこで、ほかの地域、ブランド化されている。組合でもちゃんと王鰈としてポスターにもなって、こういう魚ですよと紹介していますよね。そういう魚を、せめて今の値段で下がるのならいいのですが、上がる場合もあるけれども、下がる場合もありますよね。ではなくて、高級魚のイメージとしてどうやって売っていくかということ、そのところをまちなもう少し考えてPR、こんなにおいしい魚だよというのを、当然まちな人にも食べてもらう。いろいろそういう事業もやりましたよね、何か試食というか。そういうことをもっともっとやらないと、1,163円、今なっていますけれども、上げるということは当然漁家というか、漁業を営んでいる方の少しでも潤いというか、になっていきますので、少しずつの積み重ねで高級魚としてこれから、象徴空間もこれからありますから、いろんな人に食べてもらうためには高級魚のイメージを植えてつければいいけれども、そういうようなイメージで食べてもらうということがやっぱり一番だと思いますので、その辺のところ先ほど言いましたようにほかの地域とPRどうなっているかお伺いします。

○議長（山本浩平君） 本間農林水産課長。

○農林水産課長（本間 力君） 高級魚としての位置づけでいけばまだまだ、認知度という捉えでいきますともっともっと向上すべきところがございますし、マツカワの優位性はやっぱり鮮度、活でお店でお客さんに提供するということの追求も大事なと思っております。えりも以西協議会、大きくは5ブロック、ご承知だと思っておりますけれども、本町の部分でいけば登別、苫小牧の中で胆振太平洋協議会という組織させていただいております。その中でと、それからえりも以西協全体、5ブロックの中で全体でいろいろPR事業は取り組ませていただいておりますが、大きくは全体で「北海道じゃらん」さんの紙面を活用させていただいて、各地域に最低1店舗というところで、活用したものを期間を設けまして広告を打っていくこととか、昨年でございますと札幌エリアの高級店に活締めと野締め、野締めはそのままの状態でございますが、そういったものを持ち込みまして、いろいろアンケート調査をさせていただいております。締めたものの扱いのメニュー構成、または野締めの部分の構成だとか、優位性だとか、好評いただいている部分。

また、ことはちょっと新たな取り組みとして、札幌に札幌ベルエポック製菓調理専門学校というのがあるのでございますけれども、これから調理師を目指す、料理人を目指す方々にマツカワ、ヒラメは使ったことあるのでございますけれども、ヒラメでさえ調理をしたことがないという、その機会を学校側と我々のほうでマッチングさせていただきまして、将来そういった魚をどう扱うかというような、そういった授業の中で取り組ませていただいたと。多面的に言えばそういう取り組みを効果的にやっていくことが今後マツカワの取り組みという部分でいけば向上していくかなと思っておりますが、いかんせん広域でございますので、道南側、函館方面からえりもまでの各自治体のことですから、いろいろと出ているように尾ひれがついていますので、水揚げも変わります。または、漁のそれぞれの意識と言ったらちょっと語弊があるかもしれないのですが、その気概という部分でも広域がゆえに統一感をもっともっとやっていかなければいけないと思っておりますので、我々としても、地元漁組さんは力入れていただいておりますので、町としてもこの取り組みを継続し、放流事業も先日白老地区、来週に虎杖浜地区、合わせて6万8,000尾行いますけれども、継続的にマツカワ放流事業のほうは進めていきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 10番、本間広朗議員。

〔10番 本間広朗君登壇〕

○10番（本間広朗君） 本間です。昨日ナマコの件にもちょっと同僚議員が触れていましたので、ナマコに関してもちっとお聞きしたいと思います。ナマコも当然課長ご存じのように、中国ではすごい高級珍味というのですか、として扱われていますよね。これから加工業者、例えばたくさん水揚げできたら、どこかに出すのではなくて当然地元で、加工業者でそれを売って、6次までいくかどうかわかりませんが、6次はちょっと後になりますけれども、そういうことも考えられると思います。昨日ナマコについてちょっと課長も触れていましたが、今種苗を育てて放流しているというやり方、これが大変だというお話をしていましたよね。恐らく買ったほうが早いのではないかというお話ししていたか、正確ではないのですが、これが本当に大変だったり、少ないお金である程度の、ある程度と言ったらあれですけれども、数は正

確にはあれですけれども、今まで放流していただけた数が確保できるのならいいのですけれども、同じ金額で種苗を買って放流したほうがいいのか、例えばそのお金でまた別な事業とか、栽培漁業の別な事業にさらに上乘せしてやっていくというようなことも考えられると思いますが、もう一度ちょっとお聞きしたいと思いますけれども、ナマコの現状、放流とか、どうなっているのか、どういうところに放流していくのかお聞きしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 本間農林水産課長。

○農林水産課長（本間 力君） 端的に言えば、手っ取り早いという言葉は適切ではないのですが、今の自前でつくって出すという大変なリスクというところがあって、生息状態も悪いということもあり、きのうのお話の中でいきますと、これから経費の面だとか費用対効果、そういった部分をもう少しかけた中で、これは最終的に内部の町としての方向になるかなと思うのですが、ナマコの購入も検討していかなければいけないという状況で押さえております。

今の段階では白老地区が中心でございますが、虎杖浜、登別漁港のほうですけれども、虎杖浜地区のほうも検討に入っております。今後の話でございますけれども、まずは白老中心でございますし、今の市場でいきますと大体5,000円前後、高いときは6,000円以上、地方では8,000円ぐらいの値段もついているという浜値もございますので、1つには単価の高いところ、これを量がきちっと稼げれば、今の状態で放流しているよりかは購入し、着実に生育されて水揚げになるということであれば、今の相場が継続していくことであれば、実際今海外のアジア圏中心ですけれども、スケソウのほうもなかなか量のほうがいなくなっている部分もありますし、そういった補完、少しでも補完になる捉えも必要だと思いますので、幾つかの栽培漁業の中でも今既存で水産試験場なり専門機関といろいろと協議した中でいけば、まず最優先とすればナマコというところで考えております。

それと、冒頭言いました6次化の部分でございますけれども、中華料理と言っていいのでしょうか、そういった部分の需要というものが恐らく大半でありまして、加工に扱う部分はまだまだ可能性というのはあるのかもしれませんが、固定観念とすればそういったものの食材というのが大半だと思います。これができれば、市場から海外、外に出すというよりかは、何か地元の可能性というものはできれば考えていきたいという部分、これは漁組さんなり漁師さんがなかなか考えるということが難しいようであれば、虎杖浜地区では水産加工業やられている方もたくさんいらっしゃいますので、いろんな角度でその可能性は考えていきたいなというところで、まずはちょっと検討に入り始めたという段階でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 一旦ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時33分

再開 午後 3時45分

○議長（山本浩平君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

10番、本間広朗議員。

〔10番 本間広朗君登壇〕

○10番（本間広朗君） 本間です。こういった事業、当然これから、先ほどから言っているのですけれども、需要が高まってくると思います。今ある事業、そのほかに先ほど言いましたようにアワビ、ホッキの放流事業、これもやっぱり視野に入れていかないとだめだと思います。あれもこれもではないのですけれども、例えば2つ入れたとしても予算かかってくると思います。余り海のものだけに予算をかけてはいられないと思いますけれども、昨日来いろいろ議論もありましたけれども、今資源管理型栽培漁業ですか、26万何ぼの予算つけておりますけれども、マツカワだけに限ったら50万円ですけれども、放流事業。これふるさと納税とか、そういうのを利用してもっともっと、水産の振興と言ったらあれですけれども、そういうのに使って、ただふるさと納税を充当するのではなくて、もっともっと今後アワビ、ホッキ、まだまだあると思います。そういうところに使っていくと。行く行くは、当然ふるさと納税ですから、返礼というか、そういう方々が加工して返礼品として扱うことができると。返礼品もできて、町内で扱われたり、町内外で扱われて、先ほど言うように需要も多くなってくると思います。ところで、一般財源、補助金でもいいのですけれども、今あるふるさと納税というのもいいと思います。漁業に使ってくださいとか、何かそういうのがあったら、これだけではないですけれども、そういうものも活用していろいろ事業を進めるといことは考えられないのかどうか。昨日と同じような質問かもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） ただいまのふるさと納税の財源の関係で私のほうからお答えをさせていただきますが、ふるさと納税の寄付金の活用という部分で、その中にふるさとの味を伝える1次産業、食材王国づくり、地域産業の振興のためにという指定寄付の枠がございまして、27年度の金額につきましては先ほど出ております年間約1億2,900万円のうちの約820万円がこちらの地域産業の振興のためにという部分の寄付をいただいているということでございます。これらの中から今年度の28年度の当初予算で基金に積まれた部分で今回1次産業にかかわる部分といたしましては、例えば町有林の事業ですとか、あるいは食材王国のブランド強化だとかという部分もあるのですけれども、栽培資源管理型漁業推進事業、マツカワ、ヒトデあるいはビノスガイ、これにも実際充当しておりますが、この辺につきましてはうまくふるさと納税の金額の活用を図っているのかなと思っておりますが、今後ふえるとの見込みであるふるさと納税の財源をどのような形で充てていくかという部分については、もちろん寄付者の意向にも沿った形でということになりますので、今後の28年度の予算編成の中での協議になりますけれども、実際原課のほうから新たな事業展開の予算要求が上がってきて、その財源としてふるさと納税を活用するというのも今後あわせて検討していかなければならないというふうには考えてございます。

○議長（山本浩平君） 10番、本間広朗議員。

[10番 本間広朗君登壇]

○10番（本間広朗君） 漁業者が、今まで担い手とかそういうことで議論してきたのですが、いろいろな海のことを収穫する、いろんな選択肢ができるということは漁家経営の安定につながるものなので、全部の漁業者ではないのですが、今漁業者も減る傾向にあると思うのです。

というのも、以前はスケソウがよければ夏場はちょぼちょぼとやっていた。近年は夏はエビ、カニなのですけれども、それは当然権利があることなのです。権利がないと沖に出られない。カニは共同でやっているのですけれども。そういうことで、例えば私虎杖浜だったのですけれども、夏場はやっても赤字なのです。夏場は昆布やったらそんなに収益上がらない。そうすると、こういったいろいろな沿岸の漁業資源を使ってそういう方々が漁をします。それと、一番私がやってほしいのは、新しい漁業、漁業青年と言ったらあれだけれども、新しい方がここに来て、漁業資源がたくさんあるというのを聞いたらそこで漁業をするという方も出てくるかもしれません。ということで私は沿岸の漁業資源をもっと豊富にしてはどうかという質問の趣旨だったのですが、ぜひふるさと納税も使って、今後あらゆる可能性のあるものにはもう少し使っていただけるような方策というか、いろいろ協議していただければと思います。これはこれで終わります。

6次産業化についてですが、一貫して、例えば畜産でもいいのですが、畑作から販売までという、なかなかこれ難しいのかなと私は思います。当然資金も要ると思います。町長も以前から6次産業化というのはやるべきだと訴えていましたが、そのベースになるというか、畑作なら畑作しっかりしていないと、漁業もそうですけれども、しっかりしていないと加工までいかないですね。ですから、その部分でまちはどうしたらいいかというのを考える。当然経営者も考えなければならぬのですが、今まちで低利融資制度、これに限らないけれども、中小企業もそうなのですけれども、当然産加工も対象になろうかと思えますけれども、低利融資制度の現状というか、どの程度借りてどういうような、水産に限らなくてもいいのですが、どの程度借り入れしてやっている業者がいるのかどうかわかりますか。

○議長（山本浩平君） 森経済振興課長。

○経済振興課長（森 玉樹君） 本年4月から開始しております経営安定化支援事業の低利融資制度についてでございます。町内3つの金融機関と契約しまして、4月から実施してございます。8月末現在での借り入れの状況でございますけれども、8月末現在での融資残高につきましては、合わせて11件で4,861万9,000円の借り入れがされている状況でございます。

○議長（山本浩平君） 10番、本間広朗議員。

〔10番 本間広朗君登壇〕

○10番（本間広朗君） 本間です。本来であればもっともお金を借りて設備投資して、いろいろと新しいものとか、そういうものを使って、当然経営面でいろいろ使う方もいるかと思えますけれども、たしかこれ1億円ぐらいの枠というか、あったような気がするのですが、1年間のあれなのかどうかわからないのですけれども、まちがこの低利融資制度に関して中小企業の方にどのような、ある程度公に広報というか、公に発信して、来てもらっているのか。まちは、1件1件歩くといったらあれですけれども、困っているかどうかわからないですけれども、設備投資したいのだという人のところに行くのか。私は、そうではなくて、せっかくこういう制度を設けているのだったら、経済振興もそうだと思うし、農水もそうですけれども、いろいろ足で歩いているところというのはあると思うのです。そういうようなところに行って、責任がそこでどうのこうのという話になるかもしれないのですけれども、可能性というか、希

望のある企業とかにはもっとプッシュして、今までに畑作でも漁業でもそういうベースとなるものができているかどうかというのは疑問なのですけれども、そういうようなところにもっともっとプッシュしていかなければならないと思うのですけれども、その辺の現状というのは、低利融資制度に限ってのことだと思えますけれども、どうでしょうか、わかれば。

○議長（山本浩平君） 森経済振興課長。

○経済振興課長（森 玉樹君） 今のお話、非常に大切なことだと思います。ただ、事業所さんが融資必要だですとか、そういった情報を一番持っているところというのはやっぱり金融機関さんだと思います。今現在も金融機関さんのほうで、白老町のほうでこういう制度あるので、どうだといったような仕組みで、流れで今のところは活用されているという状況でございます。

○議長（山本浩平君） 10番、本間広朗議員。

〔10番 本間広朗君登壇〕

○10番（本間広朗君） 6次産業化、本当の白老型農業というのを、水産もそうですけれども、何か特徴のある産業にしていきたいなと思いつつながら、次の質問に行きたいと思つています。

しらおいブランド認定制度、これまだこれからのことだというお話もありましたので、今までの議論の中でブランド化していくというのは私はとても大切なことだと思います。このブランド認定制度をどうやってこれから、制度どのような内容になっていくのか。それから、基準とか当然あると思う。誰でも来たものをブランドに認定するというのではないと思うのです。そこで、まちはいろんなそういう制度も基準も含めてどうしようなところに注意したと言ったらあれですけれども、考えてやらなければならぬと思つています。その辺のところ説明をお願いします。

○議長（山本浩平君） 森経済振興課長。

○経済振興課長（森 玉樹君） ブランド認定制度の構築につきましては、先ほどの町長のご答弁でありましたとおり、これから委託業務のほうを発注する予定にしております。制度のイメージとしましては、ブランドというのはいわゆる価値ということでございますので、選ばれる商品ですとか、ブランドにするというよりはブランドになるというようなことを今ちょっと個人的には考えております。そういった中で、白老牛ですとか虎杖浜たらこですとか、シイタケ、卵など、いろいろ地場産品ございます。この地場産品を既に町内では特に生産から飲食店までいろいろPRも含めて取り組まれておりますけれども、今後は町外の飲食店ですとか取り扱い店も視野に入れて、そういったところをブランド大使として認定して、さらなる白老産食材のPRですとか消費拡大につなげたいと考えております。今議員おっしゃられたように、認定する商品ですとか、認定の基準や手順、あとどういった組織で認定するのかですとか、そういった仕組みづくり、そういった部分についてもこれから構築していきたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 10番、本間広朗議員。

〔10番 本間広朗君登壇〕

○10番（本間広朗君） しらおいブランド認定制度、これからだということなので、しっかりした基準も内容も含めて、いい方向と言ったらあれですけれども、やはりいいことだと思つての

で、言っでは悪いけれども、余りよくないものの中には当然あると思います。そういうようなところも誰が見るのか、誰が認定するのか。そういうところもあると思いますので、今答弁はいいのですけれども、そういうようなところにも気をつけて進めていっていただきたいと思います。

それでは、町内ホテル、旅館の閉鎖の状況ですが、3件、当然ホテルの名前は言えないし、個人情報もいろいろあると思いますので、ちょっと状況だけお聞きしたいと思いますが、休業中のホテルというのは当然誰でも見ればわかるのですが、例えばこのホテルで営業やりたいのだとか、そういう問い合わせというのは、今までと言ったらあれですけれども、何年とは言わないのですけれども、近々にそういう問い合わせはあったかどうか。

○議長（山本浩平君） 森経済振興課長。

○経済振興課長（森 玉樹君） 過去には町に対してそういった問い合わせが数件あったというお話は聞いております。

○議長（山本浩平君） 10番、本間広朗議員。

〔10番 本間広朗君登壇〕

○10番（本間広朗君） 問い合わせというのは、例えば買いたいとかどうのこうのという、多分そこまでいくと思いますけれども、これもなかなか言えないあれだと思いますけれども、まちは持ち主に対して今後建物の使用、これどうするのかという、多分お金の問題、ハードル高いからなかなか買い取りというか、買い手がつかないのかなというのもちょっと考えるのですけれども、積極的に聞き取りをして本人の意向を聞いて、売れるものなら売って、売る、売らないって当然あると思いますけれども、いろんなまちの人というか、情報発信、決まるまではなかなか難しいかもしれないですけれども、こういう状況だというのは皆さん恐らく、町民もそうなのですけれども、ずっとあのままでいるとどうなっているのだろうなど。あるホテルはガラス割られて、本当にひどい状態になっているホテルもありますので、そういうのを放置しておくのではなくて、買っていただけるものなら買っていただいて、相手側といろいろ交渉して何とか値段下がらないとか、そういうようなことまである程度交渉できるものならしていただきたいと思いますが、情報公開というのもなかなか難しいかもしれないですけれども、できれば庁舎内というか、担当課いると思いますので、そういうような方が少しでもホテルの開業に向けて頑張ってくださいというか、やっていただくというのも、3つのホテルとここにもありますけれども、これが開業していたら当然雇用も生まれますよね、法人税も入湯税も含まれると思いますけれども、そういうのがまちに入ってきますよね。まちとしてもすごい損失だと思います。そういうお土産屋さんもできたり、いろんな複合的な利益につながるというか、まちに利益が生まれるような、そういうのってできていると思います。まちにとってはすごい損失だと思うのです。そのところをまちとしてもいろんな意向を聞いてこれからやっていただけるかどうか、その辺のところ、相手もおりますので、なかなか厳しい状況かもしれないですけれども、開業に向けてまちはそういう努力をしなければならぬと思いますので、その辺のところを認識をお願いします。

○議長（山本浩平君） 森経済振興課長。

○経済振興課長（森 玉樹君） 町を含めまして、関係者へのそういった情報収集などは必要だと思います。必要があれば、町が間に入ることによって交渉がスムーズに進むですとか、そういったようなケースがあれば、必要に応じてそういったことについても協力していきたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 10番、本間広朗議員。

〔10番 本間広朗君登壇〕

○10番（本間広朗君） 商店街の活性化についてであります。今商店街の活性化についてはプレミアムつき商品の発行など、創業支援とかいろいろやっているというのですが、商店街いろいろ、大町商店街、虎杖浜地区の商店街、虎杖浜温泉地区もありますし、個人商店もあります。景気がいいとは言えない状況の中で皆さん頑張っていると思います。その一方で、やめていく商店も見受けられます。後継者がいないというのも現状ですが、将来のまちに対しての不安、例えば人口減少、高齢化、買い物客の減少により収入減、当然収入減により設備投資ができないと、悪循環になるということになります。

このような状況では、先ほど言いましたように低利融資というか、融資制度があるからといっても、実際お金がないと返せないですよ。そういう方もいると思いますが、1つは、昨日来空き店舗、このことに関して対策をお聞きしましたが、空き店舗対策も、商店というか、商店街の活性化になると思いますので、その辺のところもいろいろとまちが動いていると思いますが、いろいろ補助金を使って商店街の活性化とある一方、これとはまたちょっと違うのですが、今後象徴空間、国立博物館の開設により交流人口がこれからふえていくと思うのです。特にここの大町商店街は。大町、東町商店街、商業振興計画にもそうやって書いてありますけれども、そのような商店街をどのようなコンセプトでつくり上げていくかというのが課題になると思うのです。当然まちの支援が必要になると思いますが、これらの商店街、今ここにある商店街の人たち、商工会、振興会、そういう人たちはこれからの象徴空間とか国立アイヌ民族博物館の開業を視野に入れていろいろ相談に来ていると思いますが、その辺のところはどうでしょうか。当然相談していると思いますが、今後商業振興計画にもこのエリアは、整備するよではないですけども、歩いて散策して、来てもらったお客さんに楽しんでもらうとか、そういうようなコンセプトというか書かれていますよね。

私は、これから100万人来場者があると、プラスアルファ交流人口というのもあります。そこに来なくても、こういうところにこういうものがあるとそういう人たちプラスアルファで、100万人が本当かどうかわからないですけども、例えば100万人としてプラスアルファを考えたら、大町商店街一つとってもすごくお客さんが来ていただける場所なのかなと。流れとしても博物館から近いし、なかなかこういう商店街というのではないと思います。私たち伊勢神宮の伊勢の商店街というか、見学してきましたけれども、あそこまではいかななくても、そういうコンセプトを持って商工会とか振興会もありますけれども、そういうところをもっともっと本来であればやっていただければいいのですが、支援となるとまちの予算いろいろ絡んできますので、まちとしてどうするのかと、その辺のところをしっかりとそういう相談されているのかどうか、その辺のところをまずお聞きしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） 象徴空間に絡んで交流人口もふえて、いろいろなお客様初め多くの方が白老にお越しになるということを見据えて、商店街のあり方という視点でのご質問ですが、当然このことは商工会初め、振興会等々とも協議はしていています。来たお客様、逆に私たちがよそへ行ったときに、そこの店へ行ってみよう、こっちまで行ってみようという部分というのは、やはり魅力あるお店とか、行ってみたい店という特色がなければ方向性は向かないと思うのです。それは、当然象徴空間内にそういう何か方向性を示すとか何かの誘導策は、これは行政としてもかかわることは十分できますが、お店個々のことまでは行政は入っていけない部分ありますので、それぞれのお店の努力という部分も必要になってくるかなというふうに捉えています。

そういう状況にありながら、あと4年後にはオープンするという部分で、せっかくそういう好機といいましょうか、象徴空間オープンという部分を捉えてまちづくり全体を考えなければなりませんので、この点はもっともって商工会、それから振興会、膝を交えて、どう進めていくかは協議しなければならぬと思います。一般論でよく言われる歩いていける範囲は、300メートルというふうによく言われています。そのくらいだとちょっと歩いていってみようと、こういう気持ちになるそうです。それ以上になると車での移動ということが一般論では言われています。そういう部分では駅周辺からこちらまではエリアに入ってきますから、まずはそこまで行ってみようという部分を感じられるように動線は導かなければならぬかなという考えであります。あるいは、その後はもう少し商店街の方々の部分をしっかり詰めていかなければならぬかなというふうに捉えています。

○議長（山本浩平君） 10番、本間広朗議員。

〔10番 本間広朗君登壇〕

○10番（本間広朗君） 本間です。もう一つ、提案で、答えが返ってくるかどうかわかりませんが、大町、東町商店街、先ほど言いましたように近くにそういう施設がありますので、お客さんの取り込みというのは期待できる。商工会とか振興会、いろんな商店街個々の人がいますので、まとめていくというのは難しいかもしれないのですが、長い目で見て、早急に結論を出すのではなくて、どこのと言ったらあれですけども、いろんなまち見ても統一感持たせるというのも一つの手だと思います。グランドデザイン構築というか、開業に向けてどうのこうのではなくて、いろんな協議をすることでグランドデザインを考えて、今後一つのコンセプトというか、統一感を持ったまちづくりをしていくというのも一つの手。せっかく商店街があってもお客さんみんな素通りでどこか行ってしまうというのも、先ほど言ったようにせっかくのチャンスを逃がしてしまうことになってしまいますので、時間をかけてまちとしてもしっかりとその辺、どこまで協力できるかわからないですけども、当然支援制度もあると思いますけれども、どこまでやれるかわからないですけども、まちもしっかりその辺入って、どうしたらいいかお聞きしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 同じような答えになってしまう。

〔「わかりました」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 10番、本間広朗議員。

〔10番 本間広朗君登壇〕

○10番（本間広朗君） 済みません、同じような答えなると思いますので。

最後です。道の駅、昨日も町長はあったらいいねというようなお話がありましたけれども、町長としてもこれから道の駅についても、いろいろ内外というか、いろんな方と会って、当然いろいろ見てこられるところもあると思いますけれども、私もあったほうがいいという一人なので、本当はいろいろ考えてきたのですが、最後にちょっと一言だけ言わせていただきたいのですが、例えば第三セクターでやるとか、いろんなきのうの議論はありましたけれども、当然黒字であれば僕は第三セクターでもいいと思います。それと、道の駅というのは稼ぐ道の駅にしなければならない。そのためには、いろんな情報収集して、どうやったらいいか。当然失敗しているところもあるし、成功しているところもありますよね。ですから、そういうようなところをいろいろ議会も当然これから見ていくだろうし、まちも視察に行くと思います。なので、町長、これから道の駅進めるといふか、今後あったらいいといふか、町長も何に気をつけてと言ったらあれですけども、私は稼ぐ道の駅というのがありますけれども、まちとして、町長としてどういふようなことに気をつけていかなければならないか。第三セクターではなくて補助金でやりますよもいいのですけれども、町長、本当にこれあったほうがいいといふか、やるべきだといふ考えかどうか、その辺のところも聞いて終わりにしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） きのうもちょっと申し上げましたが、道の駅はあったほうがいいという考えであります。今本間議員が稼ぐ道の駅ということなので、財政を行政から支出して運営するというのは好ましくないし、今の時代には合わないと思っていますので、できるだけ民間の方が中心に民間の運営でやっていったほうがいいと思います。今旅行者や家族の余暇の過ごし方というのが一昔前に比べると随分変わってきていて、いろんな道の駅を中心に旅行といふか、余暇を楽しむという単位がふえてきていると思います。その中に白老町の道の駅があれば、象徴空間とあわせて大きな経済の拠点になるのかなというふうに期待をしておりますので、どういふ道の駅が白老町にふさわしいかといふのはこれからなので、その辺をもっともんでいきたいと思っていますし、できれば行政からはノーリスクのような形でいきたいと思っていますし、道の駅は道の駅の補助もあるのでありますが、これは農林水産省とか国交省とか、いろんな分野の補助があるので、どういふ道の駅をつくる時にどういふ補助メニューがあるのかもそれぞれ探しながら、一番効率のいい補助をもらって、できるだけ負担のない道の駅を設立できればいいなと今は思っております。

○議長（山本浩平君） 以上で10番、本間広朗議員の一般質問を終了いたします。

引き続き、一般質問を続行いたしたいと思っております。

◇ 氏 家 裕 治 君

○議長（山本浩平君） 6番、氏家裕治議員、登壇願います。

〔6番 氏家裕治君登壇〕

○6番（氏家裕治君） 6番、氏家裕治でございます。本日は、一般質問通告書に従い、1点5項目について質問させていただきます。

まず、1点、危険空き家、廃屋の現状と対策についてでございます。

1つ目、町内で確認されている危険廃屋の戸数と調査、対応の状況についてでございます。

2つ目、平成26年11月に空家等対策の推進に関する特別措置法の整備により、危険廃屋認定は市町村長が行うものとされており、その基準においても明確に示されたところではありますが、当該基準における白老町における認定物件数と対応についてお伺いいたします。

3つ目、危険廃屋と認識される物件であっても住宅街にあるものや通学路に面した物件と、またそれ以外の物件とでは対応の緊急度が異なると思いますが、まちの考え方についてお伺いいたします。

4つ目、現在までに地元町内会の努力のもとで整理が進む物件があることは認識しておりますが、他の町内会が同じような対応がとれるかは疑問であります。地元町内会が危険廃屋を整理している現状への認識と今後の考え方についてお伺いいたします。

5つ目、地域住民の生命が危険にさらされていることが想定される風雨災害や事故への対応策についてお伺いいたします。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 危険空き家、廃屋の現状と対策についてのご質問であります。

1項目めの危険廃屋の戸数、調査、対応の状況についてであります。現在空き家として把握している物件数は64件となっており、うち危険廃屋としては28件、調査中の物件は36件であります。空き家については、パトロールや通報等により情報を収集し、現地調査の上、現状把握を行っております。対応の状況については、所有者が明らかな場合は助言、指導、相談等を行っており、所有者が明らかでない場合は登記情報、税情報、戸籍情報等の収集を行い、指導を行っております。

2項目めの法による危険廃屋認定の件数と対応についてであります。空家等対策の推進に関する特別措置法による認定物件数につきましては、町では法の施行以前から条例に基づき管理不全な空き家等として調査や適正管理の指導を行う一方、条例で認定した28件の物件を危険廃屋として指導等を行っております。

3項目めの危険廃屋の立地条件による対応の緊急度についてであります。住宅街や通学路に面した物件とそれ以外の物件への対応の優先度につきましては、法第1条で、適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることをもとに判断するとしています。したがって、空き家等が周辺に及ぼしている悪影響の内容や程度等を考慮した場合、住宅街、通学路対応が優先すると考えております。

4項目めの地元町内会が危険廃屋を整理している認識と今後の考え方についてであります。先般地域町内会の協力をいただき、危険廃屋の解体と処分を行ったところであります。町内にある危険廃屋について、危険回避や環境改善を目的に主体的に解体し、整理を行うとした考えに基づき実施されたものであり、町内会の皆様にはお礼を申し上げるところであります。しか

しながら、この手法で全ての危険廃屋の整理ができるとは捉えておりません。法第3条に定める空き家等の所有者の責務として適正管理が明記されていることから、今後も所有者等に対し、適切に管理や処分を行うよう指導していく考えであります。

5項目めの地域住民の生命が危険にさらされることが想定される風雨災害や事故への対応策についてであります。風雨などの災害対応につきましては、これまでも危険箇所の早期パトロールや事前の庁舎内の体制の確認、重点対策の検討など早い段階からの対応に努めているところであります。今後とも災害の発生状況等を適切に見きわめながら、早目に対応策を講じるなど、地域住民の安全確保に万全を期していく考えであります。

○議長（山本浩平君） 6番、氏家裕治議員。

〔6番 氏家裕治君登壇〕

○6番（氏家裕治君） 6番、氏家です。今回は、危険空き家、また廃屋の現状と対策について何点かお伺いいたしますが、今町長から答弁のあったとおり、今の白老町の現状の大体の概略は今の答弁でわかります。ただ、今全国に830万とも言われるそういった空き家があって、その空き家の程度は違いますよ、もう崩れかけているだとか、ただ人が住んでいないだけだとか、程度の違いはあるにしても、今後そういった空き家が各地域で害を及ぼしていくというか、そういったことが想定されているのです。ですから、国もやっと重い腰を上げて特別措置法みたいなものを立ち上げた。白老町が持っていた条例があって、なおかつそれに国が整備をしたことによって、これによってまちは対応がどう変わるのかをちょっとお伺いしておきたいと思えます。

○議長（山本浩平君） 竹田建設課長。

○建設課長（竹田敏雄君） 条例で処理というか、対応していた廃屋と、それから新しく特別措置法ができた廃屋の対応ということになります。条例のほうが法よりも先に制定されているのですけれども、その条例に基づいて最初答弁させていただきましたけれども、いわゆる危険廃屋的なことで条例のほうで何件か定めています。新しい法ができましたので、条例に基づいて選定したものを法の危険廃屋という形の中で引き継いだような形をとっています。法の中身としましては条例とほぼ同じで、1カ所だけが違いまして、条例には安全代行措置という措置が条例上ありまして、これは残しているのです。それ以外の部分については法と条例が同じだったので、その部分については条例を改正したといったような流れになりますので、中身的には条例とほぼ同じような形の中で廃屋の対策を行っていくというような形になります。

○議長（山本浩平君） 6番、氏家裕治議員。

〔6番 氏家裕治君登壇〕

○6番（氏家裕治君） 6番、氏家です。今課長言われたこともわからないわけではない。まちが先に進めてきた条例があって、なおかつそれでなかなか対応ができないことがあるので、国は国のそういった法整備をしてきたのではないかなと思うのです。ですから、この法整備によって、今までできなかった例えば所有者を探すための固定資産の納税情報ができるようになったとか、そういったことができるようになってきたのだと思うのです。ただ、私が言いたいのは、こういった法整備がされることによって、今まで所有者がいる場合、例えば北吉原地区

なんかでやられた2件の事例については所有者の方々がいらっしやって、そして地域の方々の話し合いだとか、地域の方々の協力をもってできた案件だと思います。ただ、所有者がわからない案件というのがありますよね。これが一番厄介なのだと思うのですけれども、この法令をずっと私読んだのです、ざっくりですけども。なかなか難しく、いろいろある。その所有者がいる場合と所有者がわからない場合。特に先ほど質問させてもらった危険廃屋と言われる部分は、郊外にあるものよりも今住宅街にあるもののほうが多いのですよ、国道に面していたり。こういったことをどうするのかということなの。所有者がいる場合は所有者の方々といろいろ相談しながら、それから所有者がいない場合の対策が今回の特別措置法の中で私は何かうたわれているような気がするのだけれども、今まではなかなか手をつけられなかった部分、こうするとできるよというものがないのだろうか、そこだけちょっと確認したいのです。

○議長（山本浩平君） 竹田建設課長。

○建設課長（竹田敏雄君） 廃屋の適正管理をするために、所有者がいないという場合の指導だとか、そういった部分についての質問だと思います。特別措置法の中では、明確に所有者がいないということでの取り扱い方というのはないというのですか、なかなか探し出すことができないのですけれども、建物の所有者が亡くなったり、相続を放棄したといった形になったときに、その物件は誰のものでもなくなってしまうのです。それはどういうふうになっていくのかというと、まず最初に家庭裁判所に対して相続財産管理人を申し立てるといった形になります。管理人を立てて、その管理人の方はその財産、廃屋ですけども、財産だとか土地だとか、そういったものを清算することができるようになるのです。ただ、清算はできるのですけれども、建物そのものを壊したり、土地を売ったりすることがまだその時点ではできないこととなります。なので、その次の段階として家庭裁判所に対して権限外の行為をしていかどうかという許可をとるといったこととなります。その許可を受けて、ようやく不動産の売却だとか建物の解体ができると、こういったような形の流れになるということです。ただ、それには何点か課題はあるのですけれども、そういった流れの中で物件を処理をしていくということになります。

○議長（山本浩平君） 6番、氏家裕治議員。

〔6番 氏家裕治君登壇〕

○6番（氏家裕治君） 6番、氏家です。全般的に関連性があるので、ちょっと順番は変わるかもしれませんが、質問させていただきたいと思います。

この特別措置法の基準、またガイドラインのところの第3章に、危険が切迫している等周辺の生活環境の保全を図るために速やかに措置を講ずる必要があると認められた場合は、市町村長は所定の手続を経つつも、法第14条の勧告、命令、または代執行に係る措置を迅速に講ずることが考えられるとあるのですよ、そのガイドラインには。ということは、国もやっぱり、課長言うこともわかるのだけれども、国もこういう切迫、例えば最近あるような風災害、月に何回も来るような、風速30メートルを超えるような、そういった風も白老町に吹いた。こういう中で、本当に崩れかけているようなものを住宅街にそのままにしておいていいのかということなのだと思うのだ。近くに子供たちが歩いている。道路のすぐ脇に建っている建物なんかもあるわけです。国道に面しているものもある。これをこのままにしておいていいのだろうか。こ

の基準、ガイドラインには今言ったようなことが出ているのです。これは、所有者がわかっていたとしても、このような措置を講ずる、これは、所有者がわかっていた場合。でも、所有者がいない場合であっても、例えばこういったガイドラインに照らし合わせたら何かの方法がある。切迫だよ、今のやつだったら、裁判所に何かを申し立てて何カ月も待たなければならない。これ切迫ではないよね、その辺の考え方はどうなのでしょう。

○議長（山本浩平君） 竹田建設課長。

○建設課長（竹田敏雄君） 急を要するという部分なのですけれども、法の中では最終的には行政代執行までいけるという部分があります。行政代執行にいくまでの過程を短縮するという手法があることはあるのです。それが略式代執行と言われているもので、それは要するに先ほど言ったように所有者がまるっきりいないだとか、例えば親戚というのですか、相続される第1、第2、第3までですか、その相続権の人たちを、相続できる範囲の中の人たちが全部相続放棄しているだとか、わからないだとか、きちっとした段階でそれを使っていけるというような措置になるのです。それで、危険な家屋というものを処理していくということは可能なのです。ただ、そのときにやはり費用がかかるという部分が課題として出てきています。その部分の課題は、新しい法の中でも触れられていないというのが現実なのです。

○議長（山本浩平君） 6番、氏家裕治議員。

〔6番 氏家裕治君登壇〕

○6番（氏家裕治君） 6番、氏家です。今課長言われた代執行に向けての話なのですけれども、確かに代執行に向けては白老町の条例の中でもうたわれていた部分ありますよね。ただ、これについては、例えば一般財源の中から町税というか、町民の血税をそこに、一個人の財産に注がなければいけない。今費用が発生するという話もありましたよね。こういういろんな課題がある。まずは、一般町民のそういった血税を注がなければいけない。その課題も踏まえつつ、でもこれから発生するそういったいろいろな案件については、廃屋についての案件については白老町も思い切ったそういう政治判断をしなければならない、もうそのときに来ているのではないかと思うのです。というのは、今から10年前と全然違うのですよ、建物の状況が。特に木造モルタルの建物です。風災害によって揺り起こされて、そしてどんどん、どんどん浮いてきて、それが剥がれかけてくる。一度剥がれるとあっという間にそれがどんどん広がっていくのです。本当に危険な状態なのです。ですから、そういったことについては、確かに思い切った政治判断、これはまちの政治判断も含めて、また町民に対しての説明も必要だと思いますけれども、ここは行政がしっかり、これから想定されるそういった事故だとか、生命に対しての安全対策はまちが責任を持ってやらなければならないと、私はそう思うのですけれども、どうでしょう。課長に聞いてもだめなのかな。

○議長（山本浩平君） 竹田建設課長。

○建設課長（竹田敏雄君） 費用の関係お話ししましたがけれども、そういったものを要は税金を投入するという形で処理をするということも考えられるということなのですけれども、税を投入するために町民の方の理解だとか、それから税を投入するためにどういうことで処理をしてきただとか、いろんな条件が出てくると思います。そういった条件を、こういった条件があ

ったのだという中でそれを執行しますよというのですか、そういったことの判断というのはこれからいろいろ議論したり協議したりということになると思うのですけれども、税を投入するかどうかということの判断ということになれば今後、国だとかの考え方が、まだ所有者がないという部分に対する国の考え方だとか、そういったものがはっきりしていませんし、それから他市町村の動向も押さえながら、その部分についてはもう少し課のほうで勉強させていただきたいなということと、専門家にもいろいろ聞いていかないとなかなかわからないところがあって、そういったもので、スピード感ないと言われたらちょっと困るのですけれども、そういった形の中で今後課題として捉えながら、少し勉強をしながら組み立てていきたいなというふうには思っているところです。

○議長（山本浩平君） 6番、氏家裕治議員。

〔6番 氏家裕治君登壇〕

○6番（氏家裕治君） 6番、氏家です。課長の言われることは、役場というのは多分そういう形でしか進まないのだと私思うので、それを別に非難しているわけではない。ただ、急いでやらなければいけないのは現実なのです。どういった手法でこれにどう取り組むかというのは、速急にやらなければいけない。だから、先ほど言ったとおり、早急性のあるような事案、事件についてはどうするのと、何かあったときの責任は誰がとるのという話でしょう。そのところだと思うのです。だから、廃屋に対しての特別措置法だけでは手がつけられないのであれば、例えば建築基準法に照らし合わせてどうなのだとか、火災予防のための観点から消防法に基づいた考え方の中では何か対策はとれないのかだとか、それから災害における障害物の除去、そういった観点から例えば災害救助法なんか、そういった法律が適用できないかだとか。幾ら人の財産だって、道路に崩れてしまったら、それ片づけなければならぬというのはまちの仕事でしょう。だれもやってくれないのだもの。また、例えば道路に立ち木とかが倒壊した場合なんか、道路の交通を妨げるということで道路法だとか、そういったものも、だからいろんなそういう法律を駆使しながらもできることってあるのではないのかなと私思うのだけれども、なんか空家家の特別措置法に照らし合わせてでないかというところを打てないのかどうか。だから、その辺も研究が必要だと思う。でも、1年、2年、3年かけやるのではなくて、もう間に合わないのだ、本当に。

町長、現状わかっていらっしゃるかな。そういうところがあるの、もう実際に。風吹き込んだら屋根飛ばされて、モルタルなんか道路に散らばって落ちてくるのだ。それを何とかサポートだとか、それでもって押さえているような状況。それを町職員が来て一生懸命片づけているの、今。だから、そういう状況を目の当たりにしたら、危なくて、危なくて、子供たちなんか近くで遊ばせてなんておけないのだ。だから、そういうことを、私の言っていることが正しいか、間違っているか、わからないけれども、いろんなそういう法措置に照らし合わせながら、この角度から何とか手打てるなとか、そういったところに目を向けてもらえないものかどうか、その辺についてお伺いしたい。

○議長（山本浩平君） 中村消防長。

○消防長（中村 諭君） 消防の部分の見解ですけれども、消防法第3条に、火災予防上、ま

たは避難上の問題のある空き家に対しての対応策というのは法律で決められております。最終的には代執行までありますけれども、保全の義務が出てきます。実際に過去どうなのかということ、空き家に子供が出入りしているという報告がありまして、警察機関とともにその空き家のほうに入りまして、所有者、管理者にありましてはちょっと連絡とれないということで、消防のほうでコンパネで窓を塞ぐとかということで火災予防上の出入りの禁止をするということと、あわせて警察の協力でパトロールをしてもらうということの事例があります。ただ、取り壊しとか、そういうことに関しては火災予防上、本当にそれが必要なのかどうかという見解につきましては、今建設課長がお話あったところの部分とは似通った状況にあります。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） 竹田建設課長。

○建設課長（竹田敏雄君） 特措法のほかに、建築基準法の中でも最終的には行政代執行までいけることの規定はあります。それは、所有者がいる場合はそういう形の中でいけるのですけれども、いなくなると取り壊しまでいくのですけれども、そこで今度費用の問題が出てくるということはありません。

○議長（山本浩平君） 小関危機管理室長。

○総務課危機管理室長（小関雄司君） 私のほうから災害時の対応ということで答弁させていただきます。

今回の台風もそうですけれども、去年の台風もそうなのですけれども、倒木等が風によって町道ですとか、国道ですとか、そういった部分に倒れたり、また民家のほうに倒れかかる。そういった部分が結構件数としてあります。そういったものは、災害救助法というのは全然規模が違うので、適用にならないのですけれども、我々としては緊急避難的にそういう倒木についてはその場でそれを片づけて、道路の障害にならないように、もしくは家のほうに倒れないように、そういう手当ては緊急避難的にはやっております。去年もここの大通りのほうでお店のベランダがめくれて、通行人にぶつかって危ない、危険性があるといった部分も緊急避難的にその処理をさせていただいて、後日持ち主の方にその費用を請求させていただいたというような、そういった事例もありますので、そういった部分では被害が出ないように災害のときには我々のほうとしてもある程度危険が及ばないような対応はしているといった部分のことをやっております。

以上です。

○議長（山本浩平君） 6番、氏家裕治議員。

〔6番 氏家裕治君登壇〕

○6番（氏家裕治君） 6番、氏家です。今はこういった本当に短時間の議論ですけれども、この危険廃屋についての認識はちゃんと持たなければだめです。私たちもそうだけれども、風が吹いて二、三メートルしか離れていない家のところに屋根か飛ぶだとか、想定されていることに手をつけられないでいて、やっぱり飛んだかい、やっぱり人けがしたかい、やっぱり車事故起こしたかいみたいな、こんな話なんかできないです。私はそういうふうに思うのだ。ただ、それが法律で守られているとすれば、それは大きな勘違いだと私は思っている。だから、そう

いった人命に危害が加わるような建物自体は、今回の特別措置法、またそれに関連するようなそういった法律の中で組み合わせることによって解決できることって私はあるような気がしません。ですから、しっかりその辺については勉強していただきたいし、まずは人命なのです。これだけ今回の台風被害なんかを見ても、何かあったときには遅い。自然災害だといいいながらも、普通のちゃんとした家ではなくて、本当に風吹いたらすぐ飛ばされるような、そういった廃屋を知っていて何も手をつけられないで、何かあったときの責任、1点だけ、ちょっと何点か質問する。何かあったときの責任というのは、ではどこにあるのですか。

○議長（山本浩平君） 竹田建設課長。

○建設課長（竹田敏雄君） まず、責任の関係になります。基本的には、基本的というのか、所有者に責任があるということになります。ですから、その所有者に対してまちだとか市町村が、ここはこういう状況だから、ちゃんと管理してくださいねという指導だとか勧告だとか、そういったものを行っている場合と、それから何もしなかった場合では、その責任というのですか、その責任、要は賠償責任だとか、そういった部分では何もしないという場合についてはそれは賠償責任の可能性がありますがというふうに参考書等には出ておまして、手を打っていることによって賠償責任はないということも書かれてはいますけれども、実際は飛んでしまっただけで何かけがをしたとか、建物に被害を与えたということになれば、これは大きな問題になるというふうには認識しております。これも所有者がいる、いないで大きく変わってくるというふうな案件になっております。

以上です。

○議長（山本浩平君） 6番、氏家裕治議員。

〔6番 氏家裕治君登壇〕

○6番（氏家裕治君） 所有者がいる場合であっても、課長、うちの白老の条例の中に安全対策は残しているのでしょうか。だから、それは白老町が認識した中でやらなければいけないことになってくるのではない。例えば後でお金もらうにしても何にしても。でも、その安全対策というのが実際できるの、うちの今の職員の中で。そして、業者さんに頼んだって、もう限られた業者さんしかいないだ。ここに何件あるの、危険廃屋と言われているところが。いざというときにそれだけの対応ができるかどうかということ。そういうことも含めて考えなければいけない。

そして、今所有者がいる場合は所有者に責任が求められる場合もあるみたいな話だった。では、所有者がいないときどうするの。所有者がわからない場合についても、例えば代執行については所有者が判明しない場合代執行を行う旨をあらかじめ公告すると、公の告示ですよ、公告することによって法的には代執行が可能となるのだという話が出ている。わからないよ、この流れは。ただし、諸手続があるのだということもある。所定の手続があるのだということも書いているのです。これができるのだったら、スピード感を持ってその諸手続を踏まなければ僕はだめだと思います。いざというときに代執行をかけられるような状況をつくる。そのためには、先ほど言った一般町民の血税もそこに注ぎ込まなければいけない。そういった議論も早目、早目にして、まちとしての考え方をちゃんと確立しなければだめだと私は思っているの

す。その辺についてのまちの考え方、まちの姿勢をお伺いしておきたいのです。

○議長（山本浩平君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） まず、危険廃屋、建物の認識という部分は、議員おっしゃるとおり、私どももそういう部分の認識は十分しています。町内歩いても、ああ、ここの建物と、いろんな部分見てそういう状況も押さえながら、今建設課のほうでもいろいろ対応はさせていただいています。ちょっと話を整理すると、まず危険が押し迫っている状況、危険を回避するために、これは町は対応は現在もしていますし、それは家に住んでいる方もそうでない方もです。もう屋根飛びそうだから、何とかしてくれということが災害対策本部に電話入ってきます。そういうときには、消防の職員なり建設業者をお願いして、そこは一時的な回避をするための対策は打っています。そのほかの話で廃屋のことできょうはご質問ありますけれども、実際住んでいない、そういうところが危険状態になったらどうするのだと。まずは、それか飛びそうだとかなんとか、道路に行ったり、人命にかかわる、そういうことであれば、これは同じように危険を回避する対策は打たなければならないという認識でいます。その次に、その建物、廃屋を取り壊してきれいに更地にするという行為は、先ほど来から建設課長が答弁している部分で、法等の整理も含め、その費用のこともありますけれども、全体を通して手続に時間もかかる、いろいろ云々あります。しかし、その部分でどういう対応できるかは、その辺は検討していかなければならないかなと考えております。

◎会議時間の延長

○議長（山本浩平君） ここであらかじめ宣告いたします。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

◎一般質問の続行

○議長（山本浩平君） 6番、氏家裕治議員。

〔6番 氏家裕治君登壇〕

○6番（氏家裕治君） 6番、氏家です。今副町長言われました危険を回避する対応、そこに実際もう人が住んでいない。外壁も何も全て崩れ去ってきていて、屋根を構成する部分のところも落ちてしまって、風が吹き込むような状況になっている。そういったものに対しての危険を回避する対応というのはどういった対応をするのですか。

○議長（山本浩平君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） これは現実にやったことでご答弁申し上げますと、まず周りにバリケートを囲って、そこはたまたまもう屋根が落ちてしまって、柱がないという状況だったので、廃材が飛びそうだということだったので、周辺にロープをかけて飛ばないように固定させた、こういう対応をしております。

○議長（山本浩平君） 6番、氏家裕治議員。

〔6番 氏家裕治君登壇〕

○6番（氏家裕治君） 個別の案件で申し上げて大変申しわけないけれども、実際まだ建って

いるのです。それが朽ちて落ちてしまっているのなら、別にそれはそれで対応できるのだと思う。でも、実際まだ原形が残っていて、吹き込んで飛んだらどうするのだという話なの。そのところには家が建っていて、道路があって、そしてそこは子供たちの通学路になっていたり、子供たちが歩く場所だったりもするわけ。確かに石山、萩野、北吉原地区をずっと見て歩くと14件ぐらいあるのですよ、そういった家屋が。その中でもひどいのが二、三件あるの、このままだったら大変なことになると予想されるものが。そういったところの対応。今からブルーシートかけて、2階建てというか、屋根がちょっと2階の部分にある。そういったものをブルーシートかけて飛ばないようにといったって、それは難しいでしょう。屋根だけ落としておくぐらい。例えば今副町長が言うように屋根が落ちていて、その周りを囲むというのだったら、それは理にかなったやり方だと思います。でも、飛びそうなものに対して、今それにブルーシートかけてどうのこうのなんて、そんなもの全然論外だと私は思っています。ですから、代執行と言われるところがどこまでが代執行なのか、飛ばないような状態にまでして、そして何かの対策を打つことがまちとして私は必要なのではないかなと思う観点から今こういう話をしているわけなのです。だから、更地にしてきれいにせなんて私は言っていません。ただ、飛ばない、住民の方々に危害を加えないような建物の状況にしておくにはどうしたらいいのだろうと、そこをみんなで考えなければいけないのではないかなと、そう思っています。どうですか、その辺の考え方。

○議長（山本浩平君） 竹田建設課長。

○建設課長（竹田敏雄君） まず、そういう対策の部分ですけれども、課のほうでは、ブルーシートというわけではなくてネットをかけて飛散しないような対策は実際やっています。そういう形の中で抑えておいて、所有者と話をしている状況です。今は指導までしか行っていませんので、これから先に進むことが必要になってくると思っています。ですから、勧告をして、命令をして、処理をしていきたいというふうに思っています。それにはちょっと準備をしなければならぬこともありますので、例えば今は危険廃屋という認定はしていますけれども、それをはっきりと危険廃屋ですというふうに改めて決めていった中でやっていきたいということもありますので、法の中にある協議会を準備するだとか、そういったことをしながら、もっと先の手法をやっていきたいということで対応していきたいというふうには考えております。

○議長（山本浩平君） 6番、氏家裕治議員。

〔6番 氏家裕治君登壇〕

○6番（氏家裕治君） 以上、今回危険廃屋についての議論ですので、これ以上議論しても、町側も課長のほうからも話あったとおり、これからいろいろ準備が必要だということもあります。それもわかります。でも、早急に急がれる物件があるということを多分課長も認識されていると思いますので、その辺については先ほども言いました関係諸法、いろいろな法律の中でそれを組み合わせることによって可能になるという場合もございますので、そういったことも含めて早急に手を打っていただきたいのです。持ち主のいない、持ち主がわからない、そういったところの対応についてもしっかりと、今これに手をつけなければならないときなのだと思うのです。今までは、何とかなるのではないかと、何とかなるのではないかとできていたものがこの

時期に来て、もうそろそろこれ限界だという建物が何件か出てきているということです。これからどんどんふえていきます。

ですから、それに向けてまちとしての考え方をしっかり固めて、先ほど言いました課題もはっきりしています。まちが責任を持って動こうとしたときには、それだけの費用もかかるわけですから、その費用の捻出どうするのだという課題もあるのです。ですから、そういったことも含めて、まちとして何をしなければいけないのかというのを早急に手をつけていただきたい。研究し、そしてほかのまちがどうだ、こうだではなくて、うちのまちとしてはこうするのだというやり方をしっかり固めていただきたいのです。そうして、今課長言ったとおり、ネットをかける、いろいろなことがあるかもしれない。できるのかもしれませんが、でも、難しいでしょう。よく消防と話し合ったり、警察とも話し合いながらその辺をしっかり取り組んでいかなければいけない。そういう問題に私はきていると思いますので、ぜひこの時期を逃さずに、もう秋ですけれども、これから秋にかけてまた台風が押し寄せてきます。そういったことに私は間に合ってほしいけれども、間に合わないのであれば、一日も早くまちの姿勢をしっかり固めていただきたいと思います。それについての考え方を聞いて私の質問を終わりたいと思います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 今るる議論がありました。廃屋の条例、私初めての選挙のときの公約の一つでありますので、廃屋の条例をつくって、その後どうするかというのは私の大きな責任でもあるというふうに認識しております。特にことは台風が多くて、今氏家議員おっしゃったように災害の年でもありますので、これが町民の生命を危ぶむものであれば、行政としても対応をきちんとしていかなければならないというふうに考えております。今の危険廃屋の、また行政代執行に基づく手続等々もありますので、これは予算も財政もかかわってきますので、これは先ほど担当課長も答えたようにきちんと基準を白老町でつくって、前向きに検討していきたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 以上で6番、氏家裕治議員の一般質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（山本浩平君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

ここであらかじめ通知いたします。本会議は明日10時から引き続き再開いたしますので、各議員におかれましては出席方よろしくお願いをいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 4時59分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 山 本 浩 平

署 名 議 員 前 田 博 之

署 名 議 員 山 田 和 子

署 名 議 員 小 西 秀 延